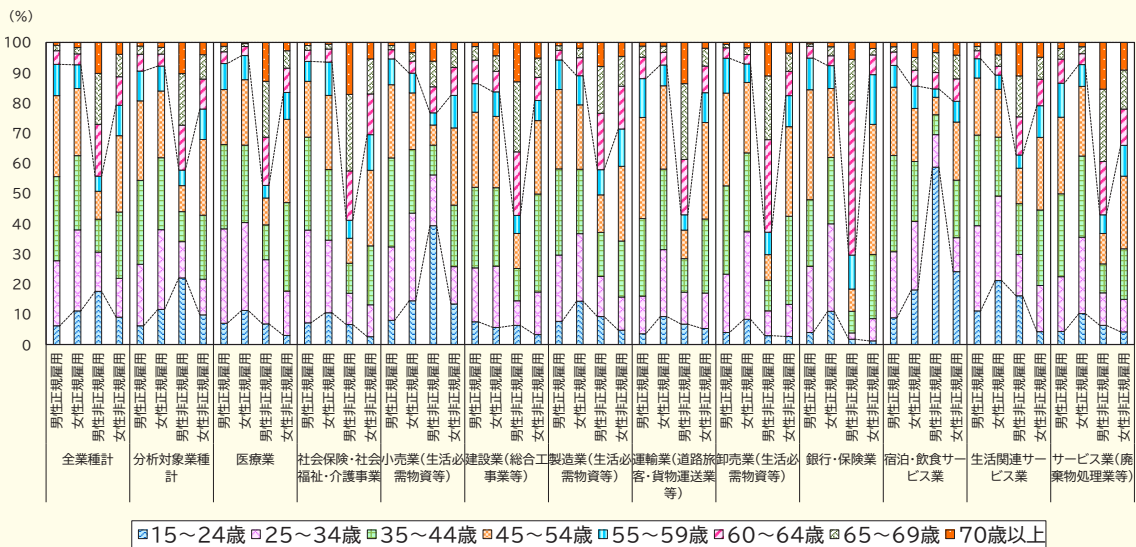


第2-(1)-8図 分析対象業種における男女別・雇用形態別・年齢別雇用者割合

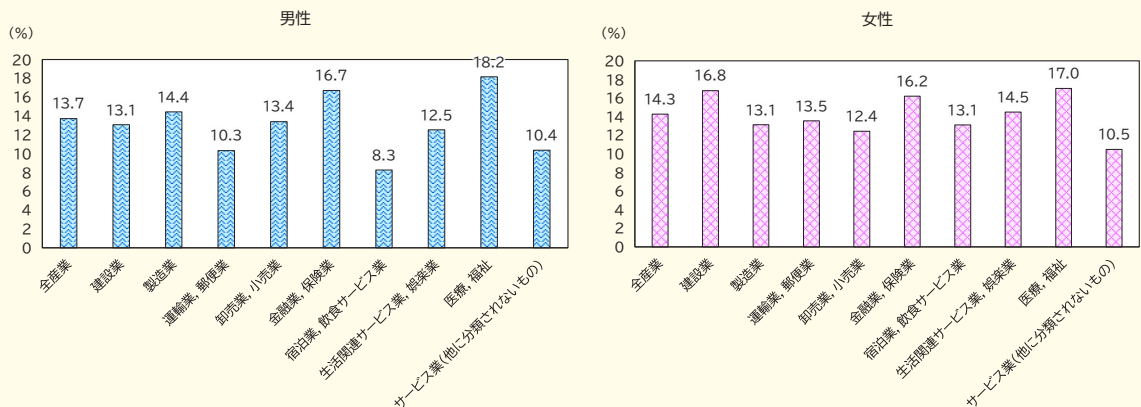
- 分析対象労働者の年齢別の構成割合を業種別に男女別・雇用形態別に分けてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、正規雇用労働者については男女で年齢構成に大きな違いはみられないが、非正規雇用労働者については、男性では60歳以上の年齢層の割合が比較的高く、女性では60歳未満の層が大きな割合を占めている。
- 「小売業（生活必需物資等）」の非正規雇用労働者については、男性で「15～24歳」の層の割合が高いのに対し、女性では25～59歳までの層が大きな割合を占めている。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。

第2-(1)-9図 分析対象業種における男女別の育児をしている雇用者の割合

- 業種別に男女別の育児をしている雇用者の割合をみると、男女ともに「医療、福祉」で最も高くなっている。
- そのほか、男女ともに「金融業、保険業」で、男性で「製造業」で、女性で「建設業」で当該割合が比較的高い。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 育児をしている雇用者数の数値は産業大分類により集計されており、分析対象業種よりもやや広い範囲の産業を含んでいるため、ここで集計している数値は大まかなものであることに留意が必要。

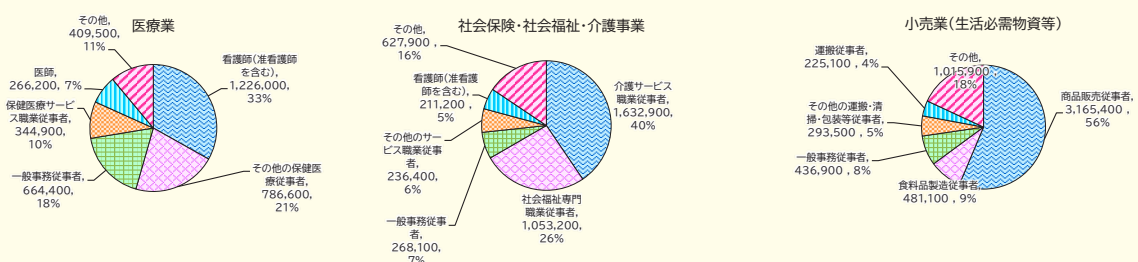
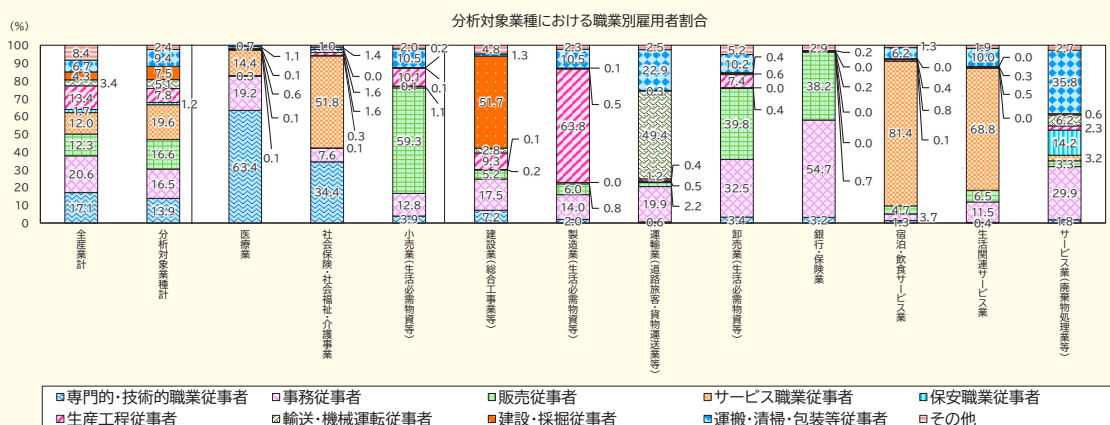
● 職種別にみると「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」の割合が比較的高い

次に、第2-(1)-10図により、各業種における職種別の雇用者の構成割合についてみると、

業種による違いが大きいですが、分析対象業種計では、全業種計と比較して「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」等の割合がやや低い一方で、「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」等の割合が高くなっている。「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者の占める割合が比較的大きい。

第2-(1)-10図 分析対象業種における職種別雇用者の構成割合

- 各業種における職種別の雇用者の構成割合についてみると、業種による違いが大きいですが、分析対象業種計では、全業種計と比較して「専門的・技術的職業従事者」「事務従事者」「生産工程従事者」等の割合がやや低い一方で、「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」等の割合が高い。
- 「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者の占める割合が比較的大きい。



資料出所 総務省統計局「平成29年就業構造基本調査」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成
 (注) 1) 業種は第2-(1)-3表の整理に沿って集計。
 2) 3業種の職種は第2-(1)-4表の整理に沿って集計。

- 分析対象労働者の賃金についてみると、重点的に分析を行う3業種のうち、「医療業」は全業種と比べて短時間労働者で高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者で、「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者で全業種と比べて低い傾向にある次に、「令和元年賃金構造基本統計調査」の特別集計により分析対象労働者の賃金（年収）

の状況をみていこう。第2-(1)-11図により、業種別・就業形態別に賃金の状況をみると、「医療業」では一般労働者の年収の平均値は全産業の平均値と同程度であり、短時間労働者の年収の平均値は全産業の平均値よりも高い。「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者の年収の平均値は全産業を下回っている。「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値は全産業を下回っている。このほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。

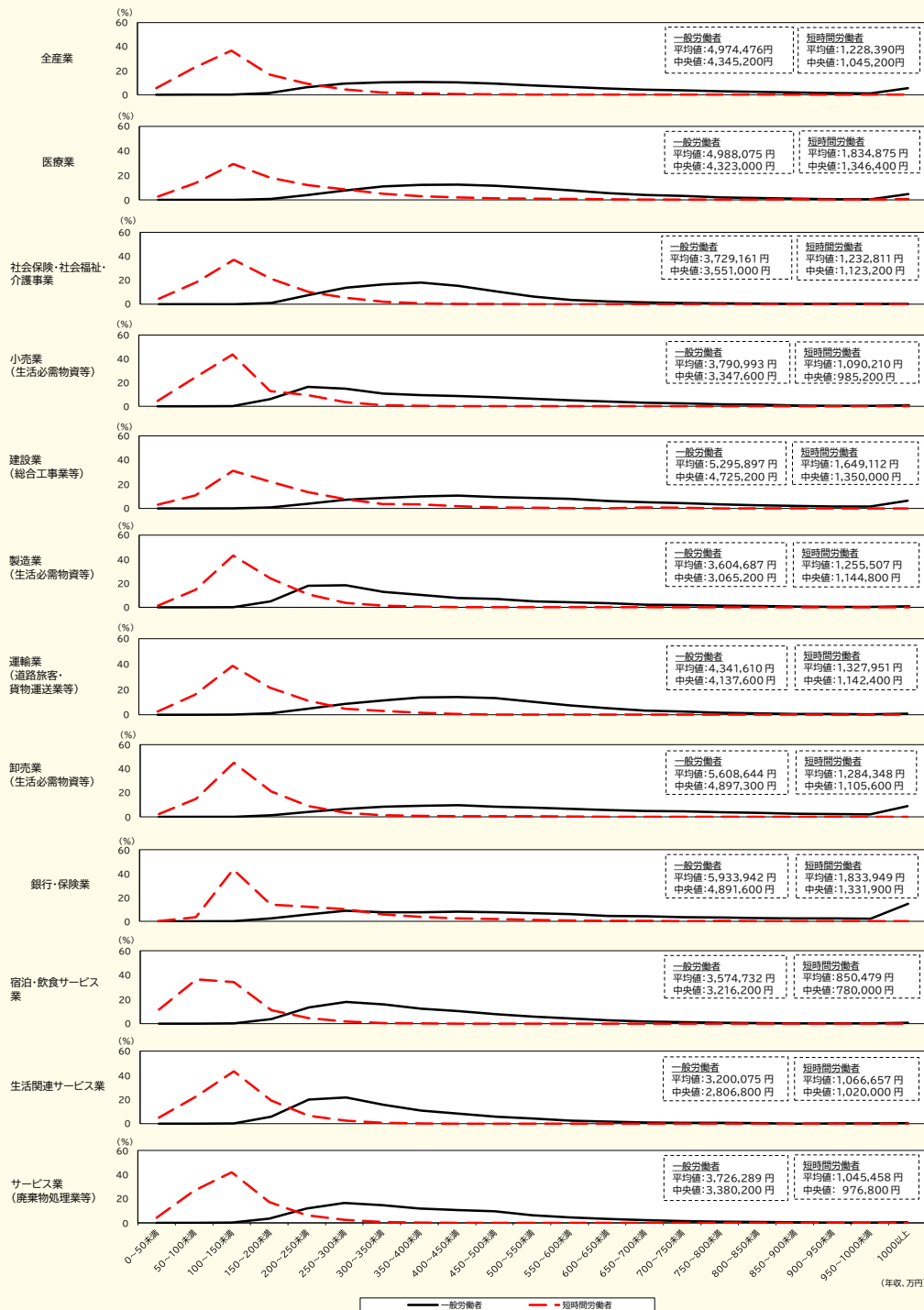
続いて、重点的に分析を行う3業種について、職種別の賃金（年収）の状況をみていく。第2-(1)-12図により、「医療業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者については医療業計と比べて「医師」で年収の平均値が高く、年収の分布のばらつきが大きいほか、「看護師」では年収の平均値が医療業計と同程度、その他の職種では「福祉施設介護員」「看護補助者」などで年収の平均値が医療業計よりも低くなっている。短時間労働者では、「医師」で年収の平均値が医療業計よりも高い一方、「看護補助者」「福祉施設介護員」で年収の平均値が医療業計よりも低い。

第2-(1)-13図により、「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて「看護師」で年収の平均値がやや高い一方、「ホームヘルパー」「調理師」等で年収の平均値が低くなっている。短時間労働者では、「看護師」で年収の平均値が社会保険・社会福祉・介護事業計よりもやや高いが、職種による年収の分布のばらつきは一般労働者ほどは大きくない。

第2-(1)-14図により、「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低くなっている。短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度となっている。

第2-(1)-11図 業種別の賃金（年収）の状況

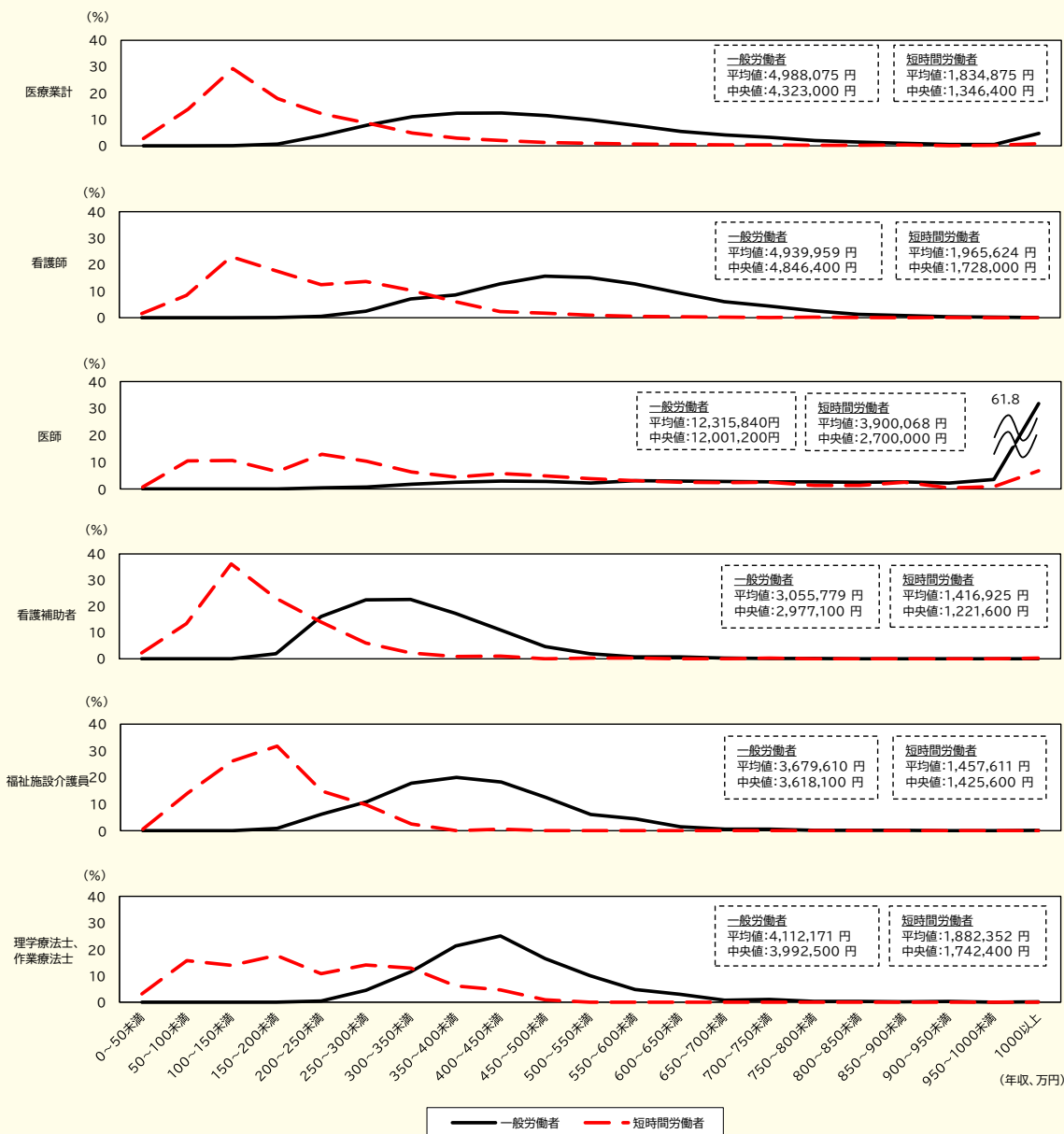
- 業種別・就業形態別に賃金（年収）の状況をみると、「医療業」では一般労働者の年収の平均値は全産業の平均値と同程度であり、短時間労働者の年収の平均値は全産業の平均値よりも高い。「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者の年収の平均値は全産業を下回っている。「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値は全産業を下回っている。
- このほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与其他特別給与額」を足すことで算出。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元(2019)年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-12図 「医療業」における賃金（年収）の状況

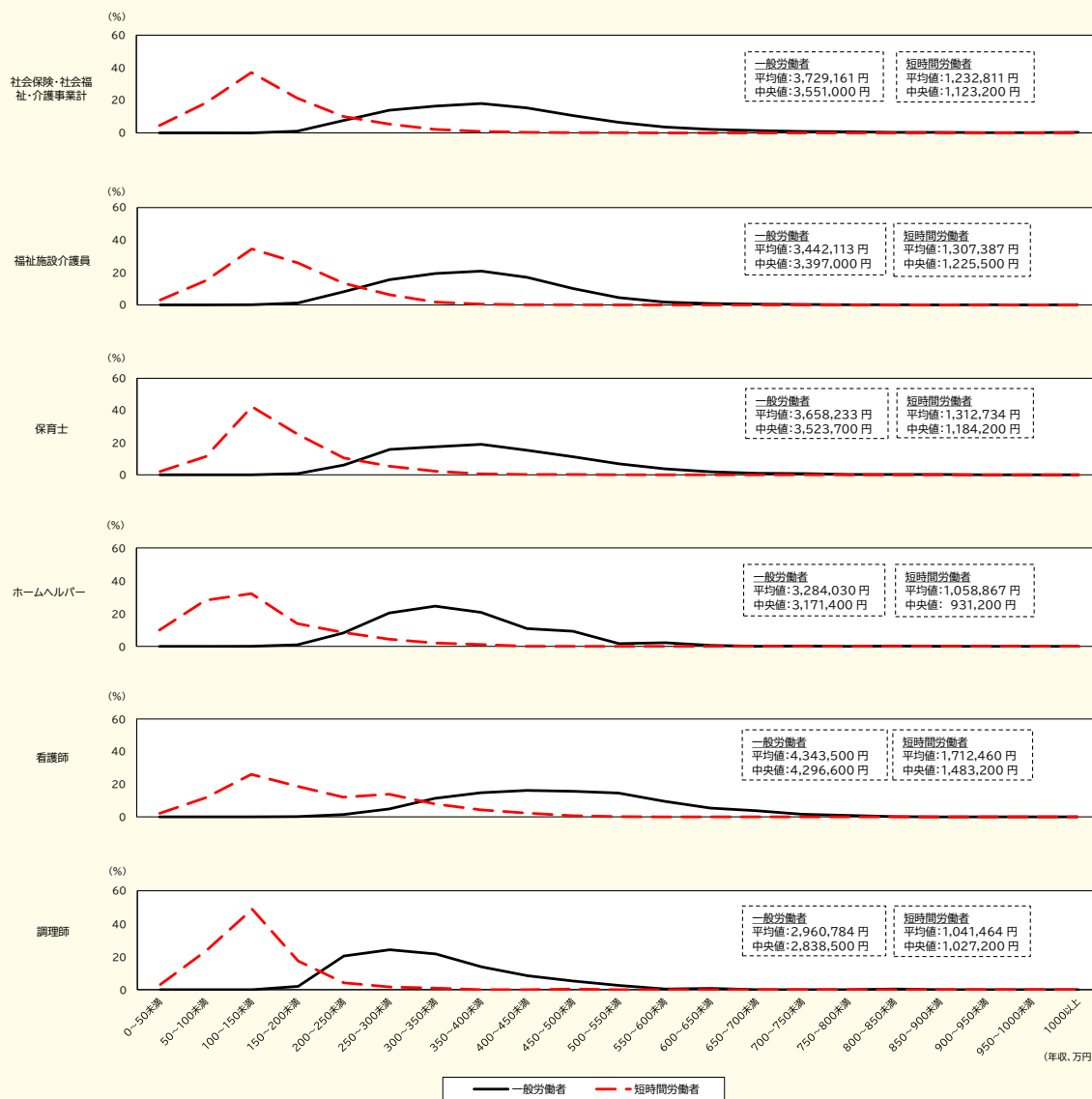
- 「医療業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者については医療業計と比べて「医師」で年収の平均値が高く、年収の分布のばらつきが大きいほか、「看護師」では年収の平均値が医療業計と同程度、その他の職種では「福祉施設介護員」「看護補助者」などで年収の平均値が医療業計よりも低い。
- 短時間労働者では、「医師」で年収の平均値が医療業計よりも高い一方、「看護補助者」「福祉施設介護員」で年収の平均値が医療業計よりも低い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-13図 「社会保険・社会福祉・介護事業」における賃金（年収）の状況

- 「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に賃金の状況をみると、一般労働者では、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて「看護師」で年収の平均値がやや高い一方、「ホームヘルパー」「調理師」等で年収の平均値が低い。
- 短時間労働者では、「看護師」で年収の平均値が社会保険・社会福祉・介護事業計よりもやや高いが、職種による年収の分布のばらつきは、一般労働者ほどは大きくない。

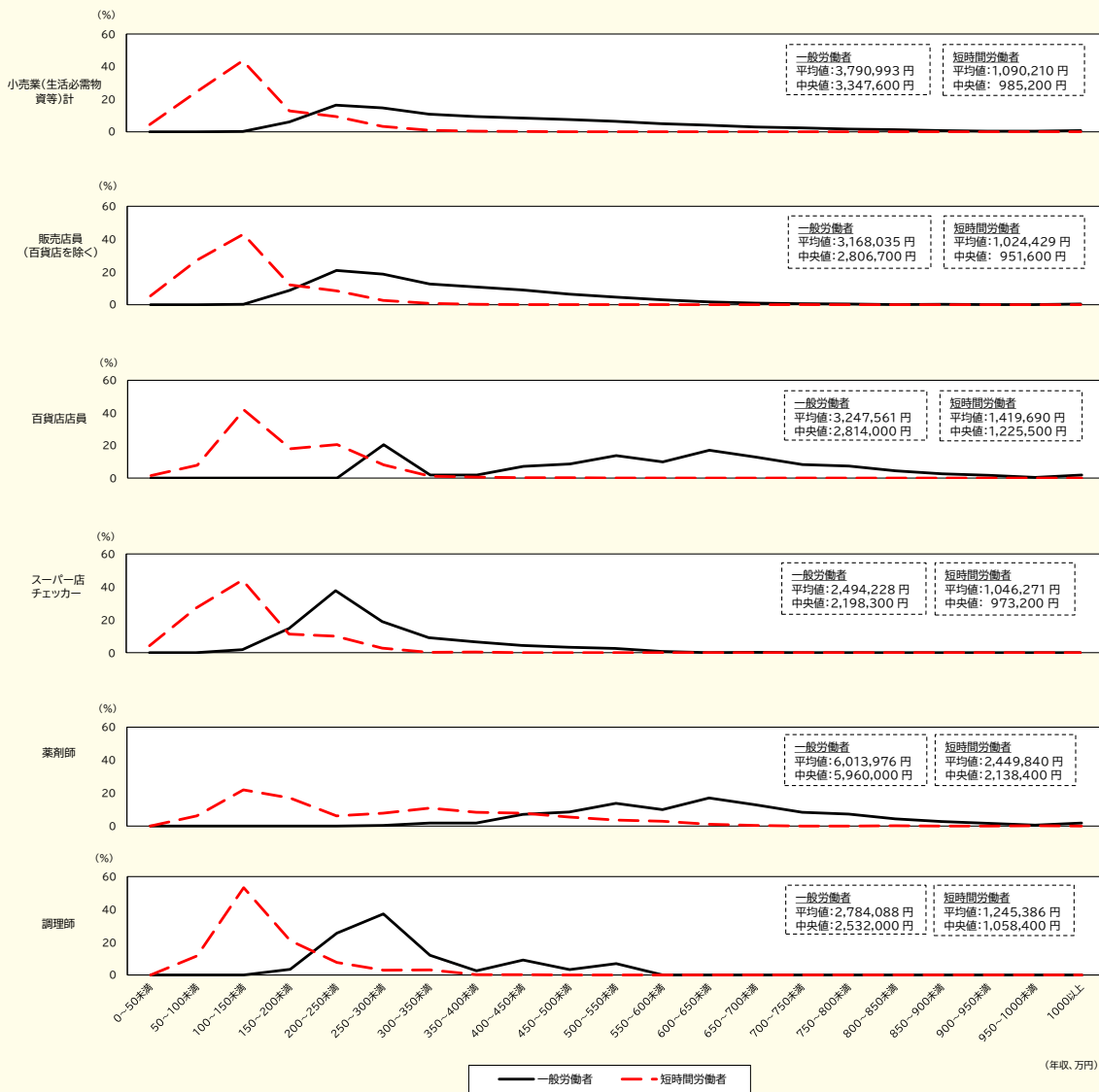


資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-14図 「小売業（生活必需物資等）」における賃金（年収）の状況

- 「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に賃金の状況を見ると、一般労働者では小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高く、「販売店員」「スーパー店チェッカー」などの販売従事者で年収の平均値が他の職種と比べて低い。
- 短時間労働者でも、小売業（生活必需物資等）計と比べて「薬剤師」で年収の平均値が高いが、その他の職種では小売業（生活必需物資等）計とほぼ同程度。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)

- 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
- 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
- 3) 年収は「きまって支給する現金給与額」を12倍し、「年間賞与その他特別給与額」を足すことで算出。
- 4) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

●分析対象労働者の労働時間についてみると、重点的に分析を行う3業種で全産業との大きな違いはないが、各業種について職種別にみると、いずれの業種も職種による違いがみられる

次に、同じく「令和元年賃金構造基本統計調査」を用いて分析対象労働者の労働時間（月間総実労働時間）の状況をみていこう。第2-(1)-15図により、業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業と比較して長くなっているほか、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業よりも長い傾向がみられる。

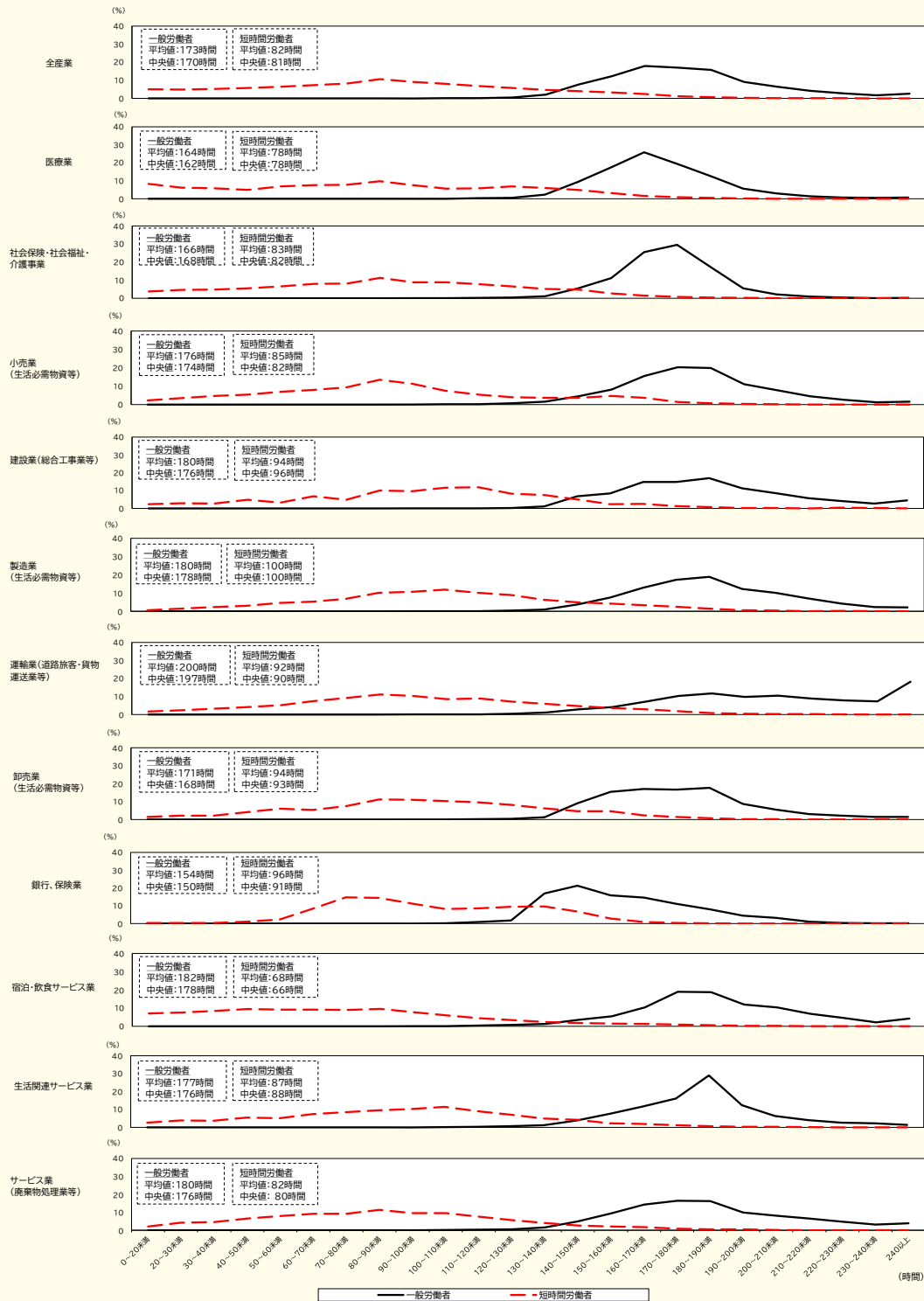
続いて、重点的に分析を行う3業種について、職種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況をみていく。第2-(1)-16図により、「医療業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、医療業計と比較して「医師」で平均値がやや長く、「看護補助者」で平均値がやや短くなっている。短時間労働者については、「医師」で月間総実労働時間が20時間未満の労働者が多く存在するため、平均値が33時間と、医療業計や他の業種と比べてかなり短くなっている。その他の職種については、「福祉施設介護員」や「看護補助者」で医療業計に比べて月間総実労働時間の平均値が長くなっている。

第2-(1)-17図により、「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では職種により平均値に大きな違いはみられない。一方、短時間労働者については、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて、「福祉施設介護員」や「保育士」で月間総実労働時間の平均値がやや長く、「ホームヘルパー」で短くなっている。

第2-(1)-18図により、「小売業（生活必需物資等）」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、小売業（生活必需物資等）計と比較して「百貨店店員」で平均値がやや短くなっている。短時間労働者では、「百貨店店員」「調理師」で平均値が小売業（生活必需物資等）計よりも長くなっているほか、「調理師」で月間総実労働時間が90~100時間未満の労働者が多くなっている。

第2-(1)-15図 業種別の労働時間（月間総実労働時間）の状況

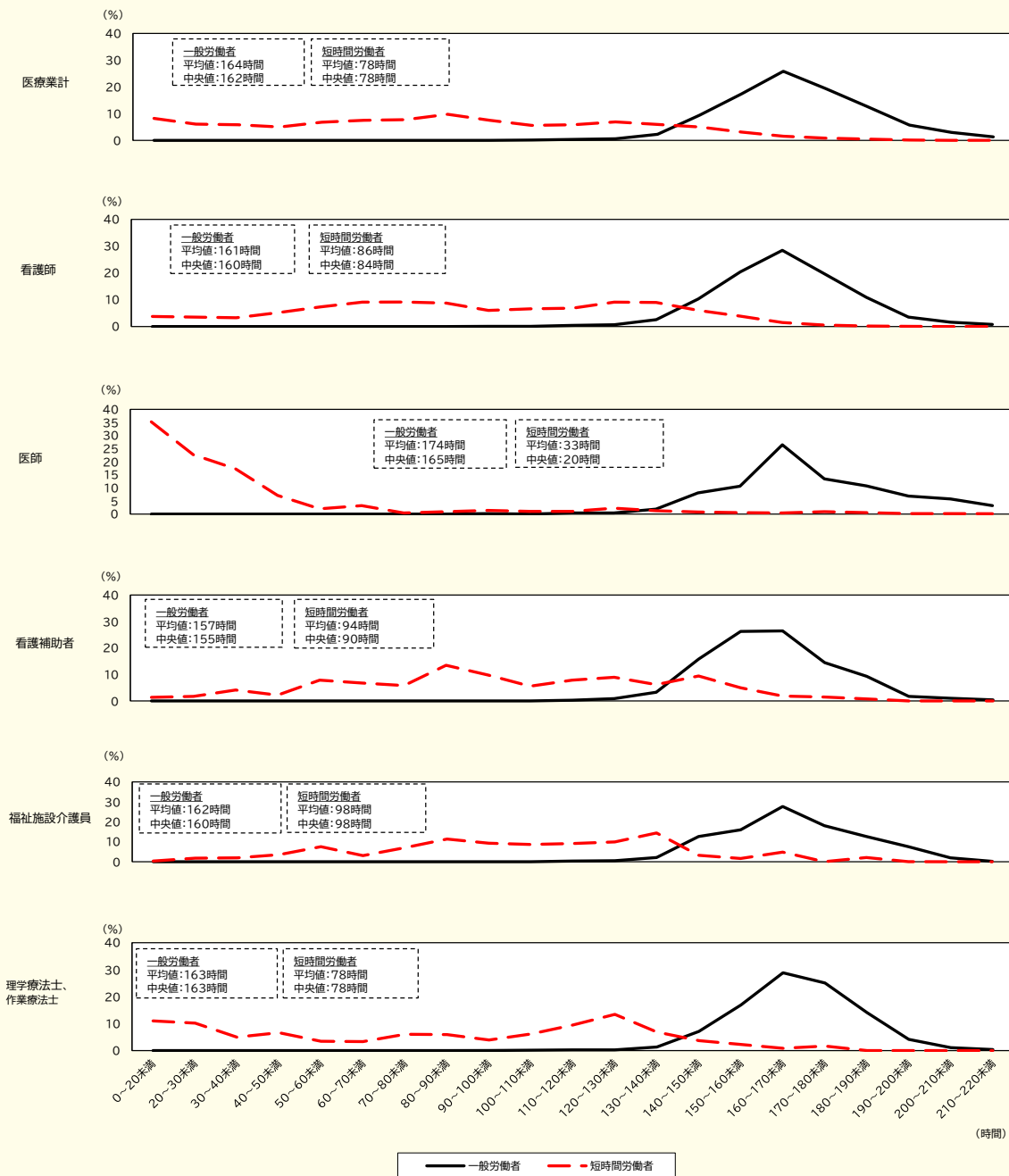
- 業種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、一般労働者、短時間労働者ともに全産業と比較して平均値に大きな違いはない。
- そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の平均値が全産業と比較して長く、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の平均値が全産業よりも長い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は日本標準産業分類の16大産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者は令和元（2019）年調査報告書の産業別の集計要件、短時間労働者は令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-16図 「医療業」における労働時間（月間総実労働時間）の状況

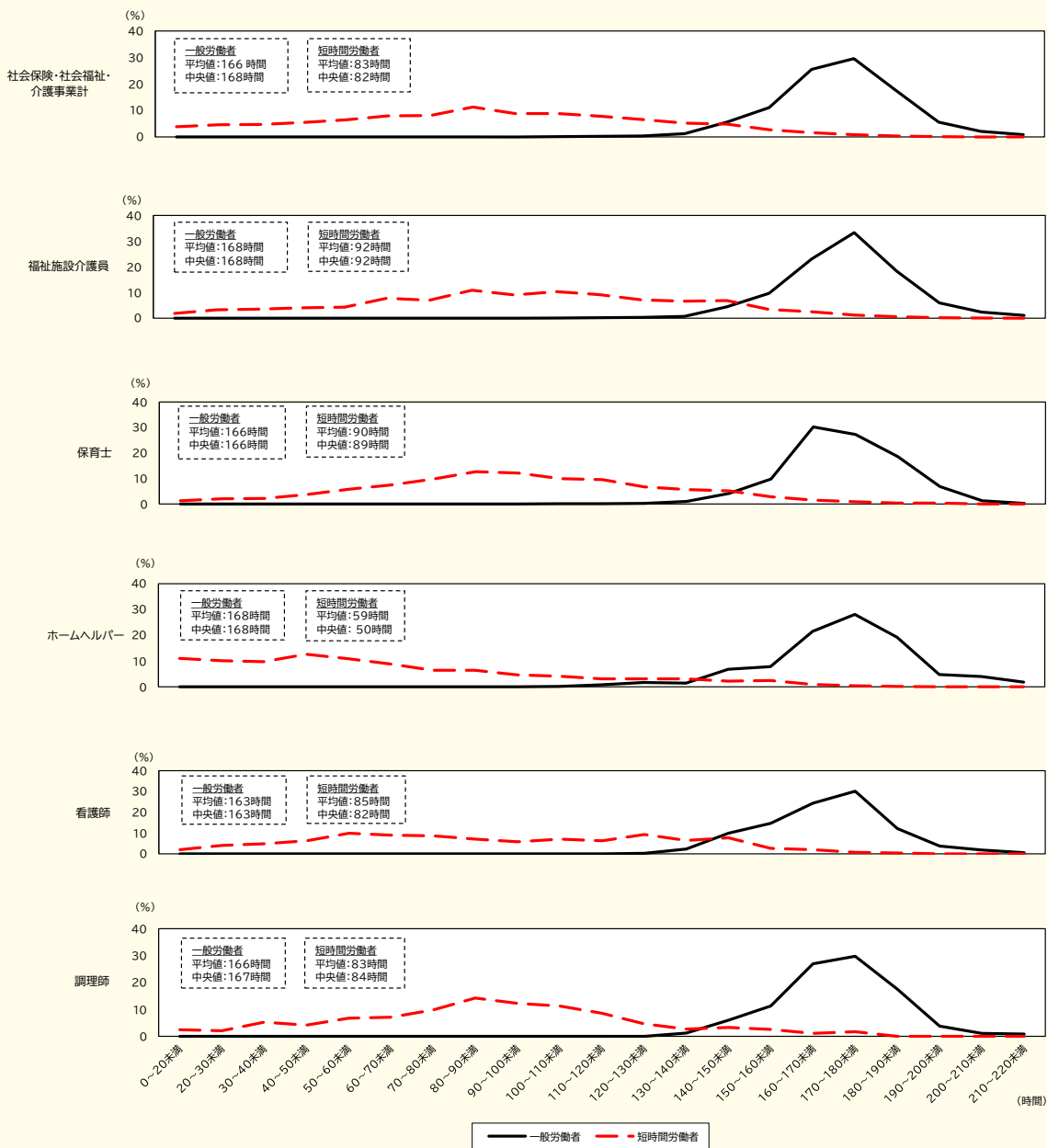
- 「医療業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では、医療業計と比較して「医師」で平均値がやや長く、「看護補助者」で平均値がやや短い。
- 短時間労働者については、「医師」で20時間未満の者が多く、医療業計や他の業種と比べてかなり短い。その他の職種については、「福祉施設介護員」や「看護補助者」で医療業計に比べて平均値が長い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種（小分類）について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2（2020）年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元（2019）年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元（2019）年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-17図 「社会保険・社会福祉・介護事業」における労働時間(月間総実労働時間)の状況

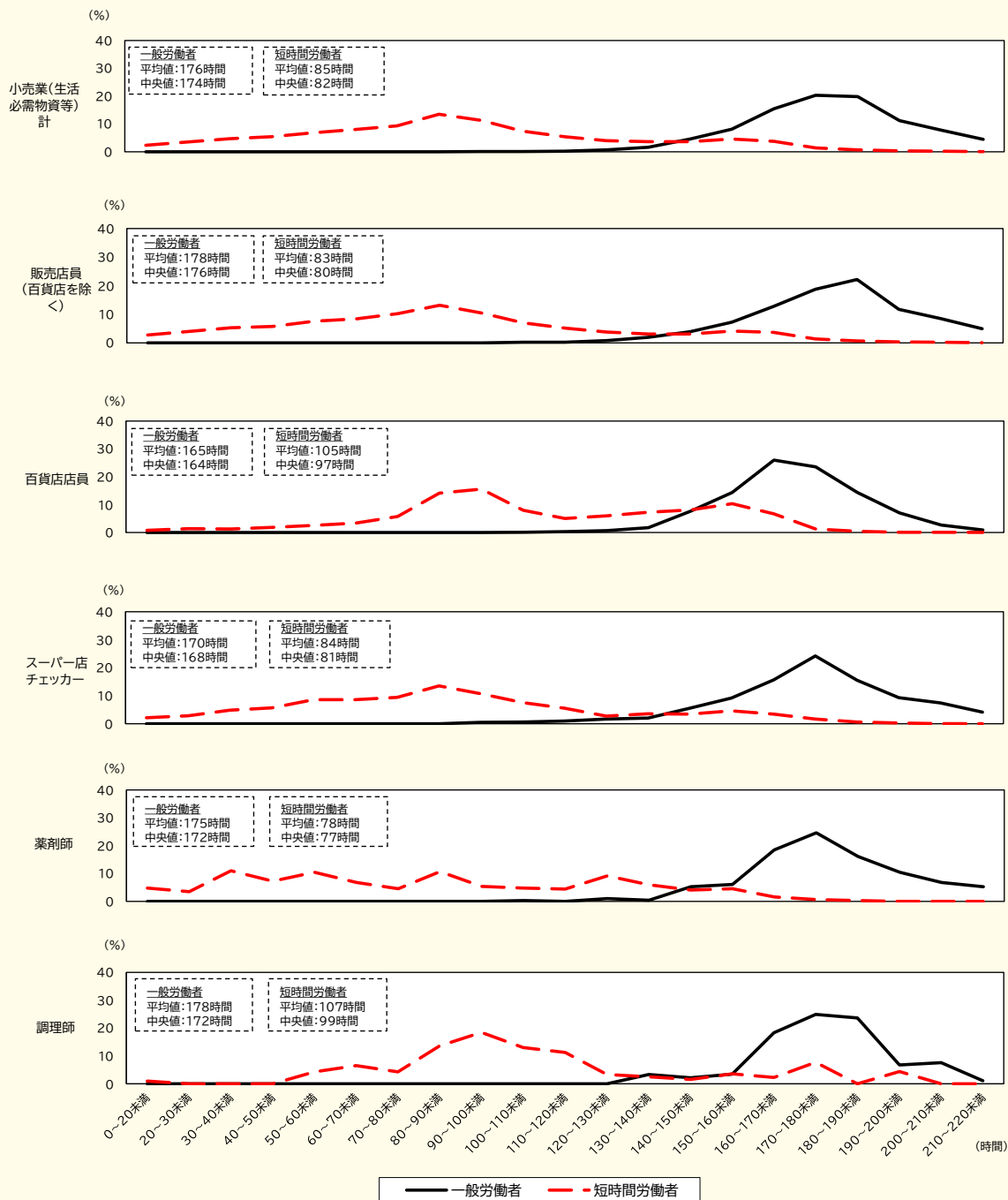
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況をみると、一般労働者では職種により平均値に大きな違いはみられない。
- 短時間労働者については、社会保険・社会福祉・介護事業計と比べて、「福祉施設介護員」や「保育士」で月間総実労働時間の平均値がやや長く、「ホームヘルパー」で短い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

第2-(1)-18図 「小売業(生活必需物資等)」における労働時間(月間総実労働時間)の状況

- 「小売業(生活必需物資等)」について職種別・就業形態別に月間総実労働時間の状況を見ると、一般労働者では、小売業(生活必需物資等)計と比較して「百貨店店員」で平均値がやや短い。
- 短時間労働者では、「百貨店店員」「調理師」で平均値が小売業(生活必需物資等)計よりもやや長いほか、「調理師」で月間総実労働時間が90時間～100時間未満の労働者の割合が比較的高い。



資料出所 厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」の個票をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 1) 集計対象は、5人以上の常用労働者を雇用する民公営事業所である。
 2) 職種は総務省統計局「平成27年国勢調査」に基づき労働者数の多い上位5職種(小分類)について、「賃金構造基本統計調査」の職種で該当するものを選定。
 3) 「賃金構造基本統計調査」は令和2(2020)年調査から一部の調査事項や推計方法などが変更されている。
 本集計は、復元倍率について令和元(2019)年調査と同じ推計方法、集計要件について一般労働者、短時間労働者とも令和元(2019)年調査報告書の職種別の集計要件により作成している。

ここまで分析対象労働者について業種、職種、雇用形態別の雇用者数や賃金、労働時間等の状況を概観してきた結果をまとめると、業種による違いは大きいものの、分析対象業種の全体的な特徴としては、男女別・雇用形態別では女性の非正規雇用労働者が多く、職種別では「サービス職業従事者」「販売従事者」「運搬・清掃・包装等従事者」が多くなっている。また、賃金については、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」等で一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が全産業を下回っている。労働時間については、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で一般労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業と比較して長くなっているほか、「製造業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」等で短時間労働者の月間総実労働時間の平均値が全産業よりも長い傾向がみられる。

さらに、重点的に分析を行う3業種の概況をまとめると、男女別・雇用形態別では、「医療業」では女性の正規雇用労働者が、「社会保険・社会福祉・介護事業」では女性の正規雇用労働者及び非正規雇用労働者が、「小売業（生活必需物資等）」では女性の非正規雇用労働者が多くなっている。職種別にみると、「医療業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」等の専門的・技術的職業従事者が、「社会保険・社会福祉・介護事業」では「介護サービス職業従事者」等のサービス職業従事者及び「社会福祉専門職業従事者（保育士等）」等の専門的・技術的職業従事者が、「小売業（生活必需物資等）」では「商品販売従事者」等の販売従事者がそれぞれ多くなっている。また、賃金の状況を見ると、全産業と比べて「医療業」では短時間労働者で年収の平均値が高く、「社会保険・社会福祉・介護事業」では一般労働者で、「小売業（生活必需物資等）」では一般労働者、短時間労働者ともに年収の平均値が低くなっている。各業種内で職種別にみると、職種による違いが大きいですが、短時間労働者では「医療業」の「看護補助者」「福祉施設介護員」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の「ホームヘルパー」「調理師」、「小売業（生活必需物資等）」の「販売店員」「スーパー店チェッカー」といった職種で年収の平均値が業種内の他の職種に比べ低い傾向にある。労働時間については、重点的に分析を行う3業種について、一般労働者、短時間労働者ともに全産業との月間総実労働時間の平均値の大きな違いはみられないものの、各業種内で職種別にみると、「医療業」の一般労働者の「医師」、短時間労働者の「福祉施設介護員」「看護補助者」、「社会保険・社会福祉・介護事業」の短時間労働者の「福祉施設介護員」「保育士」、「小売業（生活必需物資等）」の短時間労働者の「百貨店店員」「調理師」で月間総実労働時間の平均値が比較的長くなっている。

第3節 分析対象労働者の働き方に関する変化・課題

1 平時における分析対象労働者の状況

第3節及び第4節では、これまでの分析を踏まえ、JILPTが2021年に実施した調査（企業・施設の分析に関しては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（企業調査）²⁾」、労働者の分析に関しては「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）^{3,4)}」を主に活用して、感染拡大下における分析対象労働者の働き方の変化や課題について分析する。

本節では、まず、感染拡大前の平時（2020年1月以前をいう。以下同じ。）における労働者の業務の性質や賃金への満足度についてみてみる。その上で、感染拡大下における忙しさ（出勤日数、労働時間などの客観的な指標と、労働者が感じる忙しさなどの主観的な指標の両面）や感染リスクの感じ方などについて整理する。最後にそうした状況の中で各労働者の肉体的負担、精神的負担や健康状態にどのような変化が生じたかをみていく。

- 分析対象労働者の業務は、多くの業種でテレワークができないものが多く、対面業務の必要性については業種によるばらつきがある。また、いずれの業種においても自身の仕事に社会的影響があると感じている労働者が多い。他方で、平時の賃金に対して満足している者は分析対象業種計の2割未満である

まず、分析対象労働者の業務の性質や、賃金の満足度についてみていく。

第2-(1)-19図により、分析対象労働者に「テレワークの可否」「対面業務の状況」「自身の仕事の影響」の3つの観点から業務の性質について尋ねた結果をみてみる。同図の(1)をみると、テレワークの可否については、「卸売業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」では「仕事の多くがテレワーク可能」「仕事の一部がテレワーク可能」と回答する割合が比較的高いが、それ以外の分析対象業種では大半が仕事をテレワークで行うことができないと答えている。第2章で詳しく述べるが、テレワークが急速に普及した緊急事態宣言下の2020年5月には全業種の労働者のうち2割程度の者がテレワークを実施していたと考えられることから、分析対象

2 本調査は、民間信用機関のデータベースから分析対象業種の従業員規模10人以上の企業（法人）20,000社を抽出し、2021年2月上旬時点までの状況について2月中旬に郵送調査を実施しており、企業（法人）7,935サンプル（有効回答率39.7%）の回答を得た。企業（法人）の抽出に当たっては、「平成26年経済センサス-基礎調査」を用いて、分析対象業種について業種（産業中分類（一部部、小分類））及び企業規模（小規模：10～99人、大・中規模：100人以上）により層化割付を実施した。なお、「医療業」には産業小分類として「病院」が含まれているが、調査対象には公立病院は含まれていない。集計結果は、「平成26年経済センサス-基礎調査」の分析対象業種の業種・企業規模に合わせて復元を行っている。

3 本調査は、調査会社の登録モニターのうち、調査日時点（2021年2月上旬）で「会社などで雇われて働いていること（役員、派遣労働者を除く）」「調査日時点において同一の勤務先で2年以上継続して勤務していること」「調査日時点の仕事の内容が2020年1月1日と同じであること」「勤務先が「分析対象業種」であること」という条件に該当する労働者20,000サンプルについて、2021年2月上旬時点までの状況についてインターネット調査を実施した。労働者の抽出に当たっては、平成29年就業構造基本調査により、分析対象業種のうち業種（産業中分類）ごとに労働者数の多い上位5職種及びそれ以外の職種の労働者数で割付を実施した。なお、性別、雇用形態、年齢階級による層化割付は行っていない。集計結果は平成29年就業構造基本調査の分析対象業種の業種・職種分布に合わせて復元を行っている。

4 本調査における男女別・雇用形態別の回答者の割合は付2-(1)-2図を参照。

業種においてはテレワークのできない労働者がそれ以外の業種に比べて多いことがうかがえる⁵。

同図の(2)をみると、自身の主な仕事において顧客や利用者、取引先など自身の事業所の従業員以外とどの程度対面で接する必要があるか尋ねたところ、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」「小売業（生活必需物資等）」等では「主として対面」と回答する割合が高いが、「製造業（生活必需物資等）」「サービス業（廃棄物処理業等）」「建設業（総合工事業等）」等では、「あまり対面で接していない」「非対面がほとんど」と答える割合が高く、業種によりばらつきがみられる。

同図の(3)をみると、自身の仕事で働く人がいなくなってしまった場合の人々の暮らしへの影響についての認識を尋ねたところ、分析対象業種計では「非常に影響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が95.7%と高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。

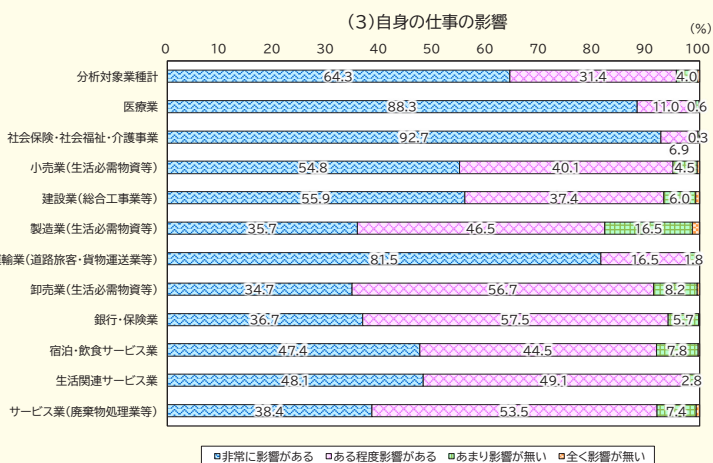
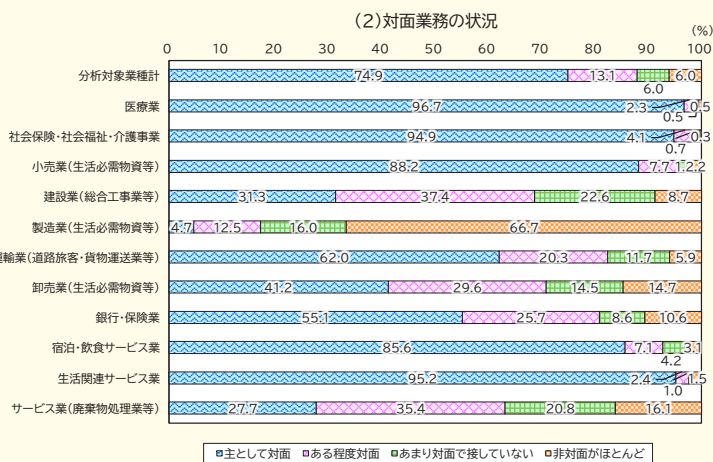
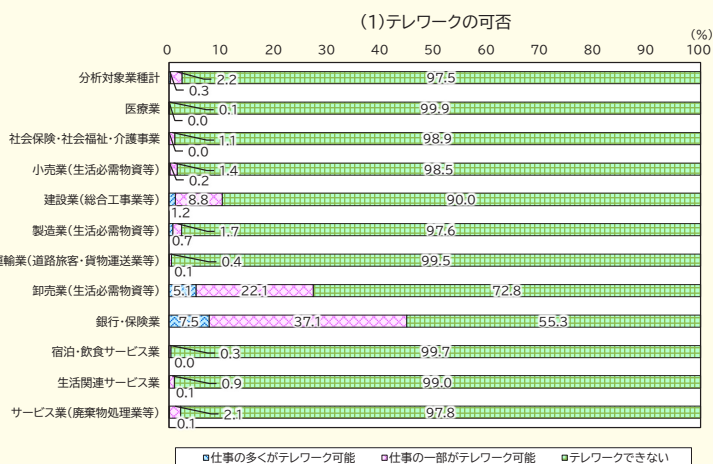
このうち対面業務の状況について、第2-(1)-20図により男女別・雇用形態別に更に詳しくみると、分析対象業種計では、「主として対面」「ある程度対面」の合計が、男性非正社員では5割程度、それ以外では7割程度となっている。これに対し、重点的に分析を行う3業種では、いずれの性別・雇用形態においても分析対象業種計よりも「主として対面」「ある程度対面」の合計が高い割合となっており、特に女性の正社員、非正社員では「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」で9割程度、「小売業（生活必需物資等）」でも8割程度を占めている。

次に、労働者の感染拡大前の平時における賃金に対する満足度についてみる。第2-(1)-21図により、感染拡大前の平時の賃金に対する満足度を業種別にみると、分析対象業種計では、平時の賃金について満足しているかについて「どちらでもない」と回答する者が約半数となっている一方、「やや満足」「非常に満足」と答えた労働者の割合は17.1%、「やや不満足」「非常に不満足」と答えた者の割合は29.7%となっている。業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で分析対象業種計と比べ「やや不満足」「非常に不満足」と答えた者の割合がそれぞれ35.3%、34.2%と比較的高く、「やや満足」「非常に満足」と答えた者の割合がそれぞれ14.0%、14.2%と比較的低くなっている。

5 第2-(2)-3図「2020年におけるテレワークの実施割合の推移」を参照（詳細は後述）。

第2-(1)-19図 業務の性質（労働者調査）

- テレワークの可否については、「卸売業（生活必需物資等）」「銀行・保険業」では「仕事の多くがテレワーク可能」「仕事の一部がテレワーク可能」と回答する割合が比較的高いが、それ以外の分析対象業種では大半が「テレワークできない」と答えている。
- 自身の主な仕事における対面業務を必要とする程度については、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」「小売業（生活必需物資等）」等では「主として対面」と回答する割合が高いが、「製造業（生活必需物資等）」「サービス業（廃棄物処理業等）」「建設業（総合工事業等）」等では、「あまり対面で接していない」「非対面がほとんど」と答える割合が高く、業種によりばらつきがみられる。
- 自身の仕事で働く人がいなくなった場合の人々の暮らしへの影響については、分析対象業種計では「非常に影響がある」「ある程度影響がある」と答える者の割合が高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では、「非常に影響がある」と答える者の割合が比較的高い。

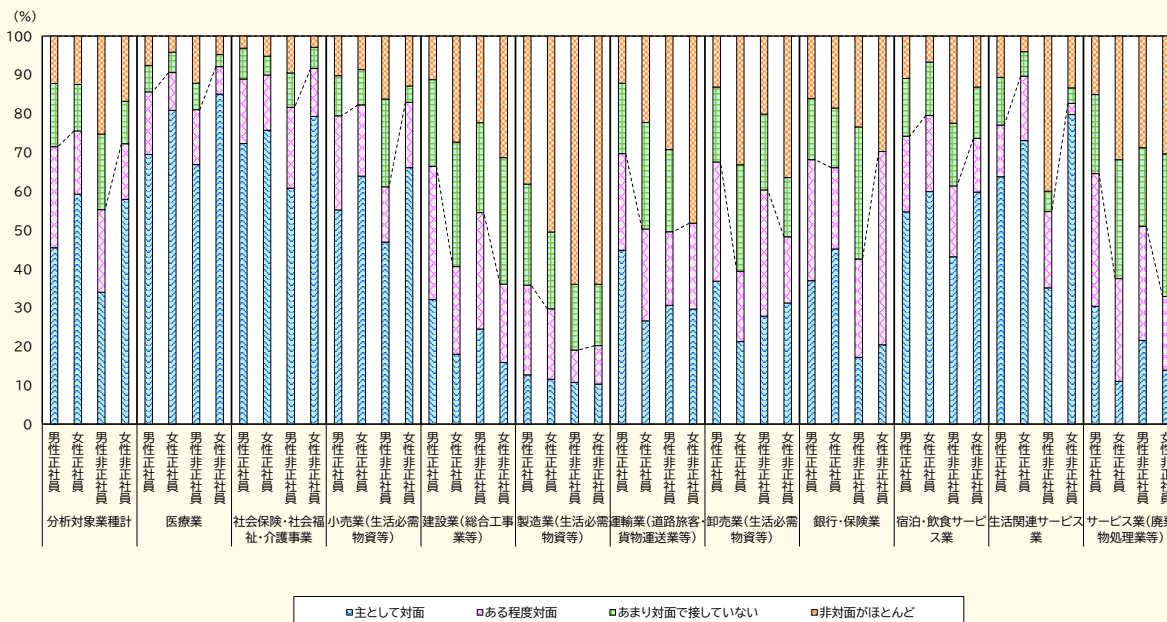


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1) 左図は、「あなたの主な仕事はテレワーク勤務(職場を離れてリモートで仕事をする)が可能ですか。今まで実際にこの仕事についてテレワーク勤務をしたことがない場合は、仕事内容から類推してお答えください」と尋ねたもの。
 2) 中央図は、「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ねたもの。
 3) 右図は、「あなたの仕事で働く人がいなくなった場合を想像してください。それによる人々の暮らしへの影響はどの程度大きいと思いますか」と尋ねたもの。

第2-(1)-20図 男女別・雇用形態別にみた対面業務を必要とする程度(労働者調査)

- 対面業務を必要とする程度について男女別・雇用形態別にみると、分析対象業種計では、「主として対面」「ある程度対面」の合計が、男性非正社員では5割程度、それ以外では7割程度。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」では、いずれの性別・雇用形態においても分析対象業種計よりも「主として対面」「ある程度対面」の合計が高い割合となっており、特に女性の正社員、非正社員では「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」で9割程度、「小売業(生活必需物資等)」でも8割程度と高い。

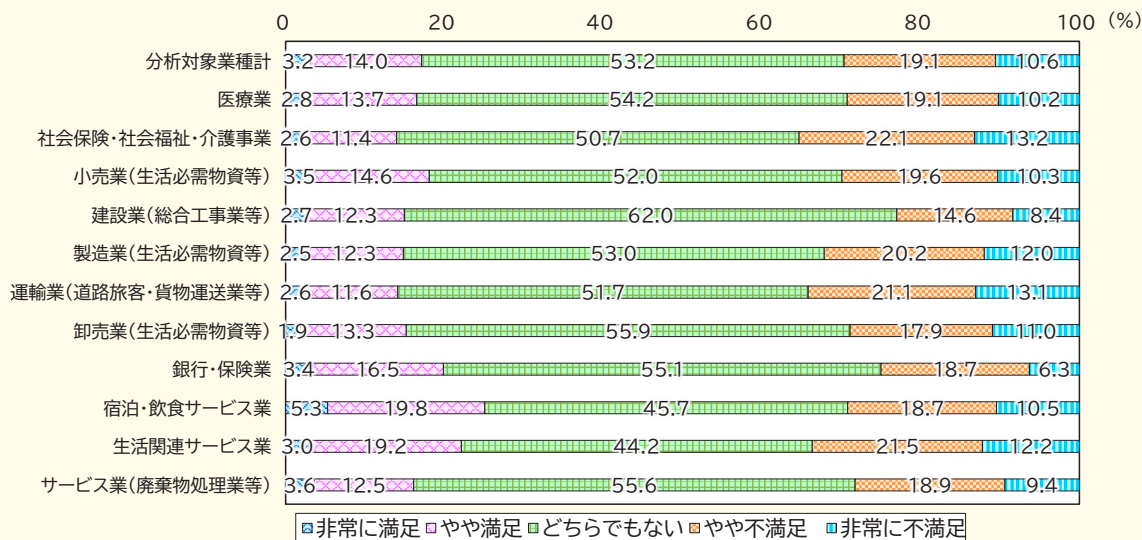


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ねたもの。

第2-(1)-21図 感染拡大前の平時の賃金の満足度（労働者調査）

- 感染拡大前の平時の賃金に対する満足度を業種別にみると、分析対象業種計では、「どちらでもない」と答えた者が約半数、「やや満足」「非常に満足」と答えた者が17.2%、「やや不満足」「非常に不満足」と答えた者が29.7%。
- 業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等で分析対象業種計と比べ「やや不満足」「非常に不満足」と答えた者の割合が比較的高く、「やや満足」「非常に満足」と答えた者の割合が比較的低い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「あなたの仕事に対する給与(時間外手当等を含む)及び賞与への満足度はどの程度でしたか」と尋ねたもの。

2 感染拡大下における忙しさの変化

ここからは、ここまでの前提となる分析を踏まえて、出勤日数や労働時間の変化といった客観的な指標から、感染拡大下における労働者の忙しさの変化をみていく。

- 2020年4～5月の週間稼働日数、週間職場出勤日数は、いずれの業種においても減少しているが、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、他の業種と比べた減少幅は小さく、緊急事態宣言解除後は平時と同程度の週間稼働日数に戻っている

まず、各時点(平時(2020年1月以前)、2020年4～5月、9～10月及び2021年1月の4時点)における1週間当たりの働いた日数(以下「週間稼働日数」という。)とそのうち職場に出勤した日数(以下「週間職場出勤日数」という。)及びテレワークをした日数(以下「週間テレワーク日数」という。)の平均値について業種別・雇用形態別にみていく⁶。第2-(1)-22図により、正社員についてみると、週間稼働日数は分析対象業種計を含めいずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月に減少している。特に「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」で比較的大きく減少している一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では他の業種と比較して減少幅が小さい。また、週間職場出勤日数についてもいずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月に減少しており、特に「銀行・保険業」「卸売業(生活必需物

6 出勤日数と関連して、労働者の勤め先の営業時間(就業時間)の状況についても付2-(1)-3図で記載しており、それによれば、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では営業時間の減少幅が他の業種と比較して小さくなっている。

資等)」や「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」の減少幅が大きい一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では減少幅が小さい。一方、週間テレワーク日数については、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」等で増加幅が比較的大きくなっているが、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等では増加幅が比較的小さい。

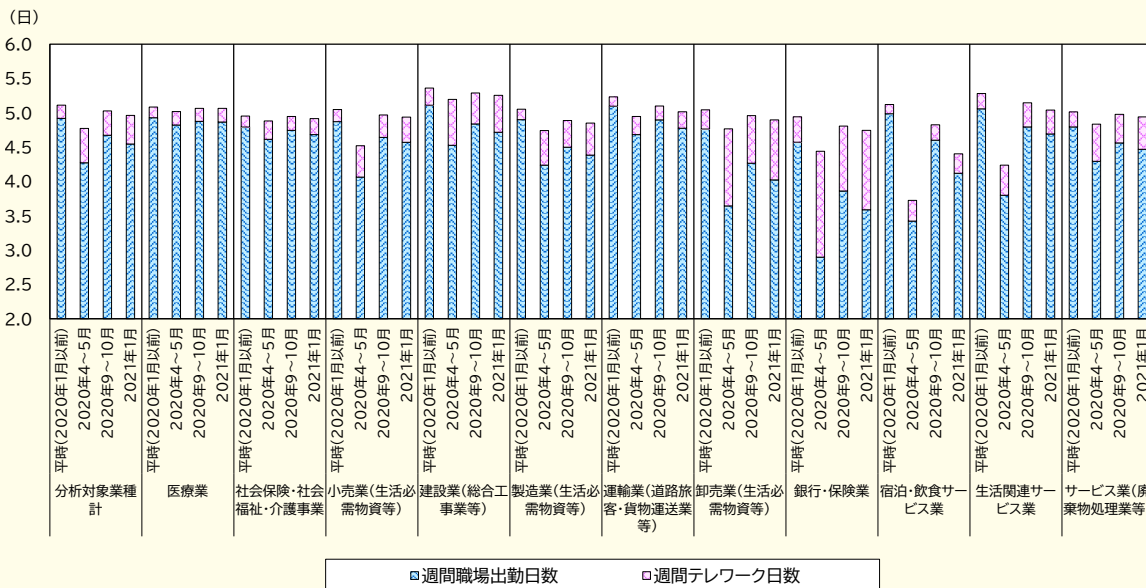
このように、正社員については、2020年4月の緊急事態宣言下において、分析対象業種の中でも「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では週間稼働日数、週間職場出勤日数ともに減少した一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」などでは週間稼働日数、週間職場出勤日数のいずれもそれほど変化しなかったことが分かる。また、感染拡大防止のために政府や地方自治体から事業者に対してテレワークを強力に推進するよう働きかけを行ったことを受け、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」など一部の業種においては緊急事態宣言下の2020年4～5月を中心に週間テレワーク日数が増えたこともうかがえる。

次に、第2-(1)-23図により、非正社員についてみると、正社員と同様、分析対象業種計を含めいずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月には週間稼働日数、週間職場出勤日数が減少している。特に、いずれも「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」で減少幅が大きい一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では減少幅が小さい。週間テレワーク日数については、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」等で比較的增加幅が大きくなっているが、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」など多くの業種では増加幅が小さい。

このように、非正社員については、2020年4～5月の緊急事態宣言下において、いずれの分析対象業種においても週間稼働日数が減少したが、業種別にみると、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」では週間職場出勤日数が減少する一方で、週間テレワーク日数が増加しているため、週間稼働日数の減少幅が小さいのに対し、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では週間職場出勤日数が比較的大きく減少したものの、週間テレワーク日数は増加しておらず、週間稼働日数の減少幅が比較的大きくなっている。一方、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では週間稼働日数の減少幅が比較的小さく、2020年9～10月以降は平時の水準に戻っていることからみても、これらの業種においては感染拡大下においても一貫して事業を継続している勤め先が多かったことが分かる。

第2-(1)-22図 週間職場出勤日数と週間テレワーク日数の状況（正社員）（労働者調査）

- 正社員についてみると、週間稼働日数は、分析対象業種計を含めいずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月に減少した。特に「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」で比較的大きく減少した一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では他の業種と比較して減少幅が小さい。
- 週間職場出勤日数についても、いずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月に減少しており、特に「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」や「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」で減少幅が大きい一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では減少幅が小さい。
- 週間テレワーク日数については、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」等で増加幅が比較的大きいが、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」等では増加幅が比較的小さい。

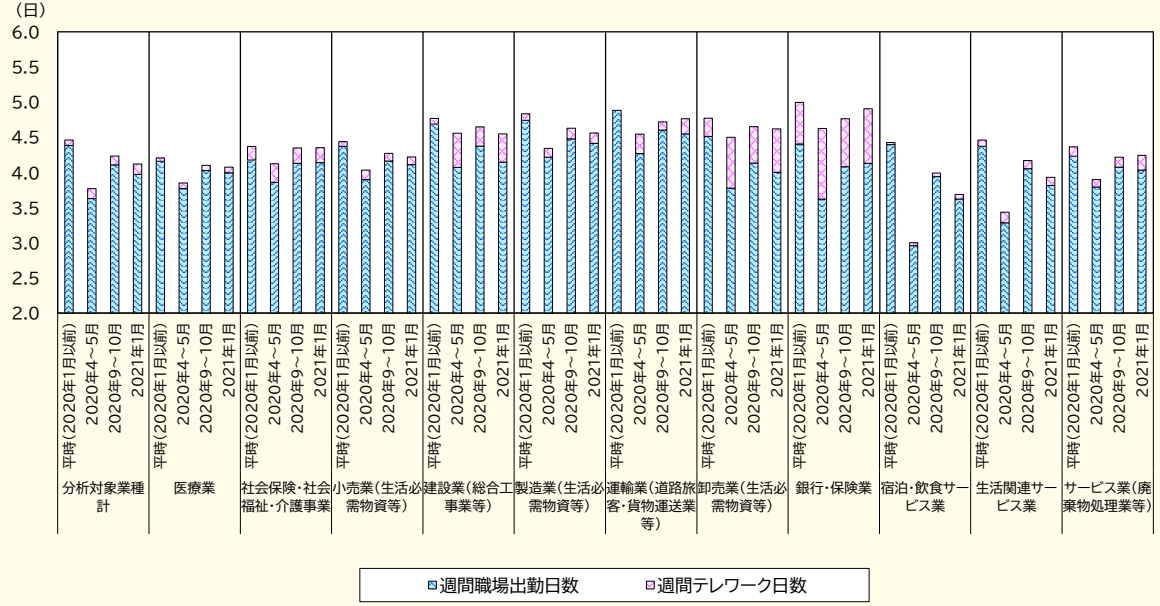


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 「それぞれの期間における一週間の平均出勤日数をお答えください。また、テレワークを実施していればその状況もお答えください」と尋ね、「出勤日数」及び「出勤日数のうちテレワークをした日数」について0～7の数値で回答を得たもの。

第2-(1)-23図 週間職場出勤日数と週間テレワーク日数の状況 (非正社員) (労働者調査)

- 非正社員についてみると、週間稼働日数、週間職場出勤日数は、正社員と同様、分析対象業種計を含めいずれの業種でも平時と比較して2020年4～5月に減少した。いずれも「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」で減少幅が大きい一方で、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では減少幅が小さい。
- 週間テレワーク日数については、「銀行・保険業」「卸売業（生活必需物資等）」等で比較的增加幅が大きい、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」など多くの業種では増加幅が小さい。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「それぞれの期間における一週間の平均出勤日数をお答えください。また、テレワークを実施していればその状況もお答えください」と尋ね、「出勤日数」及び「出勤日数のうちテレワークをした日数」について0～7の数値で回答を得たもの。

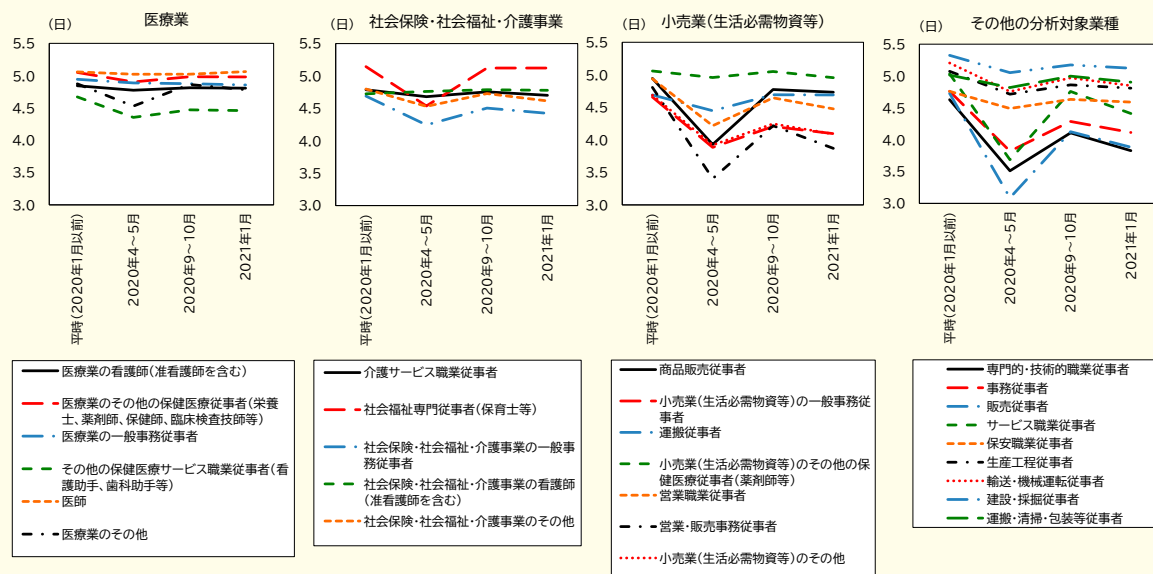
さらに、重点的に分析を行う3業種を中心に週間職場出勤日数の変化を職種別にみていく。まず、第2-(1)-24図により、正社員の職種別の週間職場出勤日数の変化をみると、「医療業」ではいずれの職種においても、2020年4～5月以降の週間職場出勤日数に他の業種・職種ほどの大きな減少はみられない。「社会保険・社会福祉・介護事業」でも、2020年4～5月に「介護サービス職業従事者」などの職種では週間職場出勤日数に大きな減少はみられないが、「社会福祉専門従事者(保育士等)」「社会保険・社会福祉・介護事業の一般事務従事者」では減少し、その後2020年9～10月に回復傾向となった。「小売業(生活必需物資等)」では、「営業・販売事務従事者」「商品販売従事者」を中心に2020年4～5月に週間職場出勤日数の減少がみられ、2020年9～10月に一旦増加したものの、2021年1月に再び減少している。

次に、第2-(1)-25図により、非正社員についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」のいずれも、週間職場出勤日数が大きく減少している職種はその他の分析対象業種と比較すると少ない。各業種についてみると、「医療業」では「医療業のその他の保健医療従事者(栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等)」を中心に2020年4～5月に週間職場出勤日数の減少が目立った。2020年9～10月には回復傾向となったが、2021年1月には、「医療業の看護師(准看護師を含む)」等の一部の職種を除き、再び減少している。「社会保険・社会福祉・介護事業」では、2020年4～5月に「社会福祉専門従

事者（保育士等）」で週間職場出勤日数の減少が目立ったが、2020年9～10月以降は元の水準に戻っている。「小売業（生活必需物資等）」では「営業・販売事務従事者」を中心に2020年4～5月に週間職場出勤日数の減少がみられ、2020年9～10月には回復傾向となったが、2021年1月に再び一部の職種で減少している。これらの職種別の分析について、例えば「医療業」の「医療業の看護師（准看護師を含む）」や「社会保険・社会福祉・介護事業」の「介護サービス職業従事者」といった職種で週間職場出勤日数の減少幅が小さい背景としては、第Ⅰ部第5章でみたように、保健医療サービスのうちの病院の1日平均在院患者数や、介護給付費受給者数のうち施設サービスについては感染拡大下でも大きく減少しておらず、こうした入院患者や施設入所者等のケアを行う業務に従事している労働者が、感染拡大下においても出勤する必要性が大きかったことが考えられる。

第2-(1)-24図 業種別・職種別にみた週間職場出勤日数の変化（正社員）（労働者調査）

- 正社員の職種別の週間職場出勤日数の変化をみると、「医療業」ではいずれの職種でも、2020年4～5月以降に他の業種・職種ほどの大きな減少はみられない。
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」でも、2020年4～5月に「介護サービス職業従事者」などの職種では大きな減少はみられないが、「社会福祉専門従事者（保育士等）」「社会保険・社会福祉・介護事業の一般事務従事者」では減少し、その後2020年9～10月に回復傾向となった。
- 「小売業（生活必需物資等）」では、「営業・販売事務従事者」「商品販売従事者」を中心に2020年4～5月に減少がみられ、2020年9～10月に一旦増加したものの、2021年1月に再び減少した。

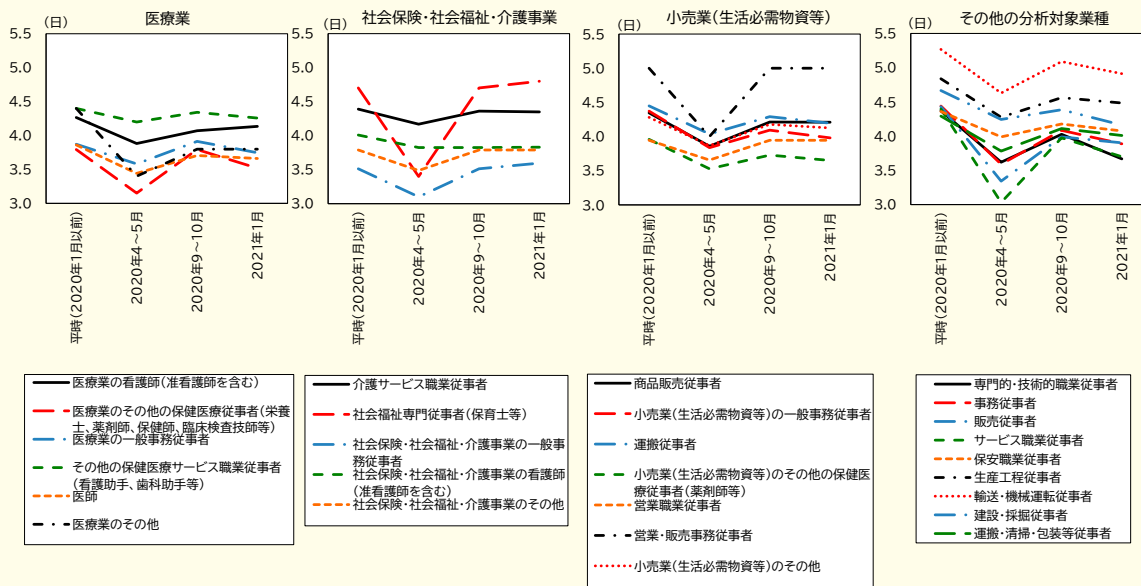


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1 「それぞれの期間における、一週間の平均出勤日数をお答えください。また、テレワークを実施していればその状況もお答えください」と尋ね、「出勤日数」及び「出勤日数のうちテレワークをした日数」について0～7の数値で回答を得たもの。
 2 「出勤日数」から「出勤日数のうちテレワークをした日数」を除き、「職場出勤日数」を算出している。

第2-(1)-25図 業種別・職種別にみた週間職場出勤日数の変化（非正社員）（労働者調査）

- 非正社員の職種別の週間職場出勤日数の変化をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のいずれにおいても、大きく減少している職種はその他の分析対象業種と比較すると少ない。
- 「医療業」では「医療業のその他の保健医療従事者（栄養士、薬剤師、保健師、臨床検査技師等）」を中心に2020年4～5月に減少が目立ち、2020年9～10月には回復傾向となったが、2021年1月には、「医療業の看護師（准看護師を含む）」等の一部の職種を除き、再び減少した。
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」では、2020年4～5月に「社会福祉専門従事者（保育士等）」で週間職場出勤日数の減少が目立ったが、2020年9～10月以降は元の水準に戻っている。
- 「小売業（生活必需物資等）」では「営業・販売事務従事者」を中心に2020年4～5月に減少がみられ、2020年9～10月には回復傾向となったが、2021年1月に再び一部の職種で減少した。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1) 「それぞれの期間における、一週間の平均出勤日数をお答えください。また、テレワークを実施していればその状況もお答えください」と尋ね、「出勤日数」及び「出勤日数のうちテレワークをした日数」について0～7の数値で回答を得たもの。
 2) 「出勤日数」から「出勤日数のうちテレワークをした日数」を除き、「職場出勤日数」を算出している。

● 週間稼働日数1日当たりの平均勤務時間は、「医療業」の正社員、「社会保険・社会福祉・介護事業」の正社員、非正社員ではほぼ変化がみられない

次に、週間稼働日数1日当たりの平均勤務時間（時間外労働を含む）の状況について業種別・雇用形態別にみていく。

まず、第2-(1)-26図により、各時点（第2-(1)-22図と同じ4時点）における正社員の稼働日1日当たりの平均勤務時間について業種別にみると、分析対象業種計では8時間以下の者がいずれの時点でも6割程度となっている。重点的に分析を行う3業種では、「小売業（生活必需物資等）」で2020年4～5月に6時間以下の者の割合が平時と比べて上昇しているが、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、1日当たり平均勤務時間の変動は小さく、感染拡大下においても平時と同様の勤務時間で業務を継続していたことが分かる。そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では平時から11時間以上の勤務時間となっていた者の割合がそれぞれ31.0%、21.3%、12.2%と比較的高く、このうち「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」では4月以降も大きな変化がみられなかった。一方、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では、2020年4～5月の緊急事態宣言下においては、他の業種と比べると11時間以上の勤務時間の者の割合も高いもの

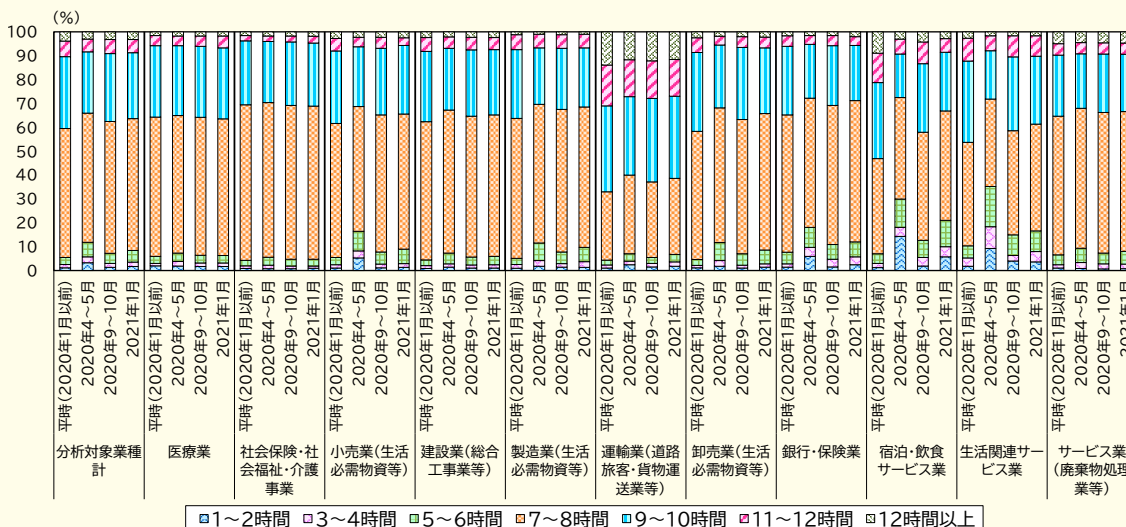
の、勤務時間が6時間以下の者の割合の上昇が目立った。2020年9～10月にはやや平時の割合に近づいたものの、再度感染が拡大し、2回目の緊急事態宣言が発出された2021年1月には再び勤務時間が6時間以下の者の割合が上昇した。

第2-(1)-27図により、非正社員についてみると、分析対象業種計では、6時間以下の者の割合がいずれの時点でも6割程度となっているが、2020年4～5月以降、その割合はやや高まっている。「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では各時点を通じて「7～8時間」の割合がそれぞれ4割程度、6割程度と最も高く、「小売業（生活必需物資等）」では「3～4時間」「5～6時間」「7～8時間」の割合がいずれも3割程度となっている。平時と比べると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のいずれも、2020年4～5月に「1～2時間」の割合が上昇しており、その後も平時に比べて割合がやや高くなっている。そのほか、「運輸業（道路旅客・貨物運送業等）」で、正社員と同様、他の業種と比較して平時から労働時間が長い者の割合が高くなっており、2020年4～5月にも大きな変化がみられない。他方で、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」などでは、2020年4～5月に「1～2時間」の割合が比較的大きく上昇している。

なお、分析対象業種以外も含めた労働者の感染拡大下の労働時間の変化についてみるため、JILPTが実施した「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査」（以下本章において「JILPT個人パネル調査」という。）の結果をみってみる。第2-(1)-28図により、同調査による民間企業雇用者の1週間当たりの実労働時間の推移を雇用形態別・時期別にみると、正社員、非正社員ともに2020年5月に感染拡大前の通常月と比べ労働時間が短い者の割合が高まっており、その後も通常月と比べ、労働時間の短い者の割合がやや高くなっている。単純比較はできないが、第2-(1)-26図、第2-(1)-27図の分析対象業種計の労働者と同様の傾向がうかがえる。

第2-(1)-26図 稼働日1日当たりの平均勤務時間(時間外労働を含む)の状況(正社員)(労働者調査)

- 正社員の稼働日1日当たりの平均勤務時間について業種別にみると、分析対象業種計では8時間以下の者がいずれの時点でも6割程度となっている。
- 「小売業(生活必需物資等)」では、2020年4～5月に6時間以下の者の割合が平時と比べて増加した。「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、1日当たり平均勤務時間の変動は小さい。
- そのほか、「運輸業(道路旅客・貨物運送業等)」「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では平時から11時間以上の勤務時間となっていた者の割合が比較的高く、このうち「運輸業(道路旅客・貨物運送業等)」では4月以降も大きな変化がみられなかった一方、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」では、2020年4～5月に、他の業種と比べると11時間以上の勤務時間の者の割合も高いものの、勤務時間が6時間以下の者の割合の上昇が目立った。2020年9～10月には平時の割合にやや近づいたが、2021年1月には再び勤務時間が6時間以下の者の割合が上昇した。

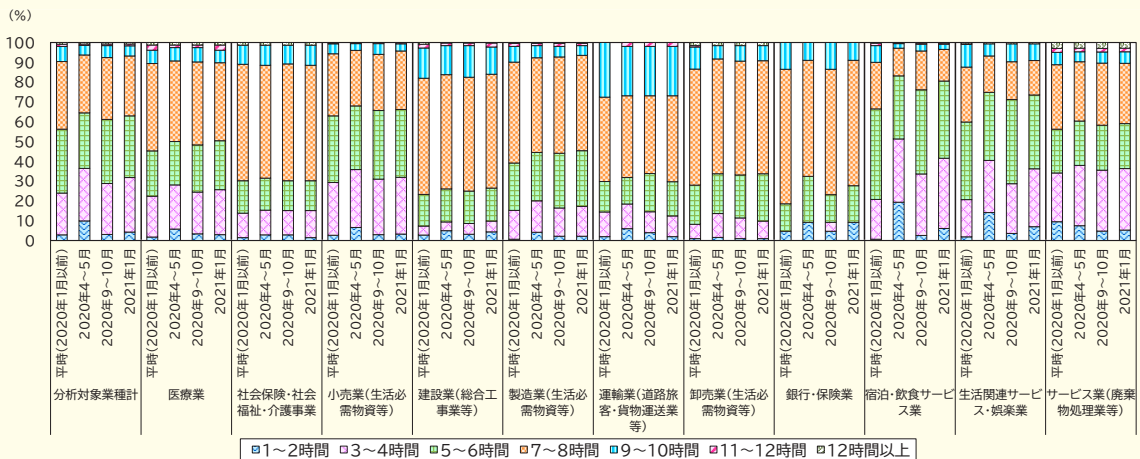


資料出所 (独)労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)「それぞれの期間における、出勤日1日あたりの平均勤務時間(時間外労働を含む)を教えてください」と尋ねたもの。

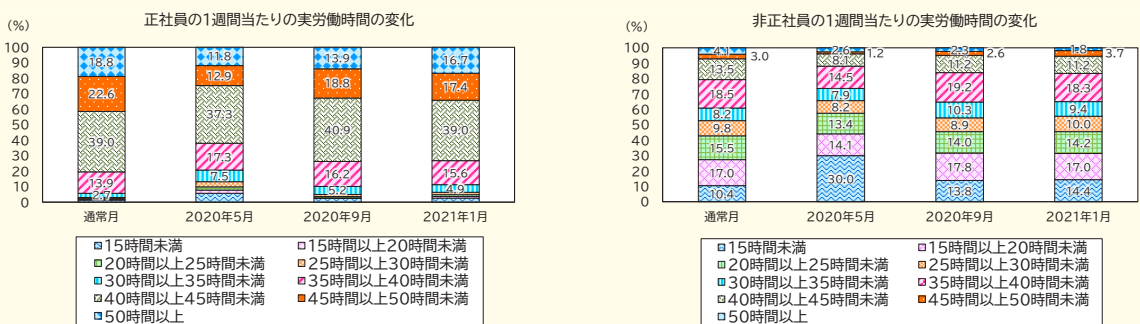
第2-(1)-27図 稼働日1日当たりの平均勤務時間(時間外労働を含む)の状況(非正社員)(労働者調査)

- 非正社員の出勤日1日当たりの平均勤務時間について業種別にみると、分析対象業種計では、6時間以下の者の割合が平時で6割弱程度となっているが、2020年4～5月以降、その割合はやや高まった。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では各時点を通じて「7～8時間」の割合がそれぞれ4割程度、6割程度と最も高く、「小売業(生活必需物資等)」では「3～4時間」「5～6時間」「7～8時間」の割合がいずれも3割程度となっている。平時と比べると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」のいずれも、2020年4～5月に「1～2時間」の割合が上昇し、その後も平時に比べて割合がやや高い。
- そのほか、「運輸業(道路旅客・貨物運送業等)」で、正社員と同様、他の業種と比較して平時から労働時間が長い者の割合が高く、2020年4～5月にも大きな変化がみられない一方で、「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」などでは、2020年4～5月に「1～2時間」の割合が比較的大きく上昇している。



第2-(1)-28図 JILPT個人パネル調査の民間企業雇用者の1週間当たりの実労働時間の推移

- JILPTの個人パネル調査の民間企業雇用者の1週間当たりの実労働時間の推移を雇用形態別・時期別にみると、正社員、非正社員ともに2020年5月に感染拡大前の通常月と比べ労働時間が短い者の割合が高まっており、その後も通常月と比べ、労働時間の短い者の割合がやや高い。



●人手不足感は企業・施設では特に「社会保険・社会福祉・介護事業」において強く、感染拡大期を通じて更に不足感が強まっている。労働者では「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」において強く、緊急事態宣言以降に更に強まっている

ここまで、感染拡大下における業務の状況について稼働日数や労働時間の変化といった客観的な指標からみてきたが、ここからは、人手の過不足感や労働者の主観的な忙しさといった主観的な指標からみていく。

まず、主観的な忙しさとの関連で、人手の過不足感について、企業・施設、労働者それぞれの感じ方を整理する。第2-(1)-29図により、各時点（2020年4～5月、9～10月及び2021年1月の3時点）における企業・施設の人手の過不足感の状況をみると、分析対象業種計や「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、正社員、非正社員のいずれも時点を経るごとに不足感が強まっていることが分かる。特に「社会保険・社会福祉・介護事業」では他の業種と比べても人手不足感が強い上に、2020年9～10月、2021年1月には不足感が更に強まっている。「小売業（生活必需物資等）」のほか「製造業（生活必需物資等）」「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」では正社員と非正社員の人手不足感が同程度であるが、それ以外の業種では、正社員の不足感の方が非正社員よりも強いことが分かる。また、「宿泊・飲食サービス業」では、緊急事態宣言下の2020年4～5月に大きく過剰超であった後、2020年9～10月に一旦過剰感が弱まったものの、2021年1月に再び過剰感が強くなっている。

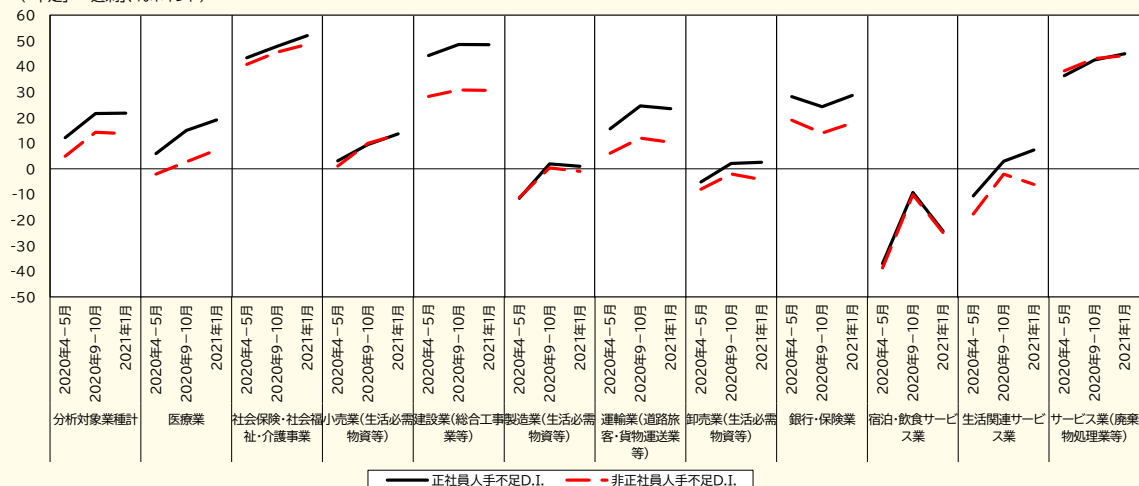
続いて、第2-(1)-30図により、労働者に勤め先の職場での人手の過不足感について「緊急事態宣言（2020年4～5月）前」と「緊急事態宣言（2020年4～5月）以降」の各時点での状況を尋ねた結果をみると、分析対象業種計では緊急事態宣言の前後いずれの時点でも、「大いに不足」「やや不足」と回答した者を合わせた割合が4割程度となっている。「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、緊急事態宣言前から「大いに不足」「やや不足」と回答した者の割合が他の業種よりも高く、緊急事態宣言以降において更に上昇している。このほか、「宿泊・飲食サービス業」では、緊急事態宣言前から「大いに不足」「やや不足」と回答した者の割合が比較的高かったが、緊急事態宣言以降には、やや低下した一方、「過剰」「やや過剰」と回答した者の割合が他の業種よりも大きく上昇している。

なお、企業調査と労働者調査はそれぞれ独立して実施しているため、個別の企業の回答と労働者の回答には直接関連がないことに留意が必要である。

第2-(1)-29図 企業・施設における人手の過不足感の状況（企業調査）

- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」の企業・施設では、正社員、非正社員のいずれも時点を経るごとに人手不足感が強まっている。特に「社会保険・社会福祉・介護事業」では他の業種と比べても人手不足感が強い上に、2020年9～10月、2021年1月には不足感が更に強まっている。
- 「小売業（生活必需物資等）」「製造業（生活必需物資等）」「宿泊・飲食サービス業」「サービス業（廃棄物処理業等）」では正社員と非正社員の人手不足感が同程度であるが、それ以外の業種では、正社員の不足感の方が非正社員よりも強い。
- 「宿泊・飲食サービス業」では、緊急事態宣言下の2020年4～5月に大きく過剰超であった後、2020年9～10月に一旦過剰感が弱まったものの、2021年1月に再び過剰感が強くなっている。

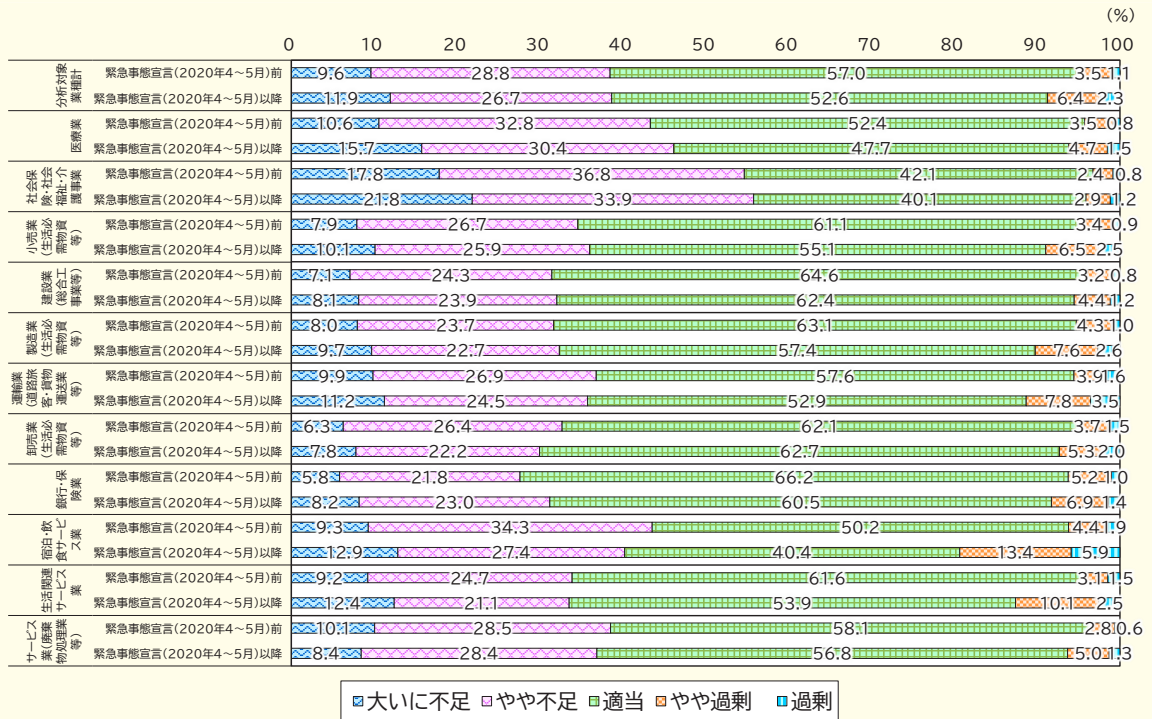
（「不足」-「過剰」、%ポイント）



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（企業調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「それぞれの期間における、貴法人の従業員の人手不足感をお答えください」と尋ねたもの。

第2-(1)-30図 勤め先の職場における人手の過不足感の状況（労働者調査）

- 労働者に勤め先の職場での人手の過不足感について「緊急事態宣言（2020年4～5月）前」と「緊急事態宣言（2020年4～5月）以降」の各時点での状況を尋ねた結果をみると、分析対象業種計ではいずれの時点でも、「大いに不足」「やや不足」と回答した者の割合が合わせて4割程度。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、緊急事態宣言前から「大いに不足」「やや不足」の回答割合が他の業種よりも高く、緊急事態宣言以降に更に上昇した。
- このほか、「宿泊・飲食サービス業」では、緊急事態宣言前から「大いに不足」「やや不足」と回答した者の割合が比較的高かったが、緊急事態宣言以降には、やや低下した一方、「過剰」「やや過剰」と回答した者の割合が他の業種よりも大きく上昇した。



資料出所 (独)労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注)「あなたの勤め先の職場(部局や課など、日頃所属し、目が行き届く組織の範囲を前提にお考えください)における、雇用人員(人手)の過不足状況についてお答えください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言(2020年4月～5月)の前と、緊急事態宣言以降にわけて、過不足状況をお答えください」と尋ねたもの。

●労働者の主観的な忙しさの変化をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では正社員で、「小売業(生活必需物資等)」では非正社員で、分析対象業種計と比べて平時より忙しさが増した者の割合が高い

続いて、労働者が感じる主観的な忙しさの変化についてみていく。ここでは、労働者に対して平時の忙しさを100としたときの主観的な忙しさの度合いを0～300の間の数値で回答を求めた指標(以下「忙しさ指標」という。)を用いて、その変化について分析を行った。第2-(1)-31図により、忙しさ指標の各時点(第2-(1)-29図と同じ3時点)での状況を業種別・雇用形態別にみる。

まず、正社員については、分析対象業種計では2020年4～5月の忙しさが平時と比較して「増加」(「大幅増」と「増」の計)に該当した割合が16.2%、「変化なし」に該当した割合が47.6%、「減少」(「大幅減」「減」の計)に該当した割合が36.2%となっている。2020年9～10月には「増加」が18.3%、「変化なし」が52.8%、「減少」が28.8%と、2020年4～5月に比べ

「増加」「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下している。2021年1月には「増加」が21.3%、「変化なし」は47.7%、「減少」は31.1%と、2020年9～10月に比べ、「増加」「減少」の割合が高まっている。また、2020年4～5月と比べ「増加」の割合が高まり、「減少」の割合は低下している。各時点とも「減少」の割合が「増加」の割合を上回っているが、忙しさの増減D.I.（「増加」－「減少」）を算出すると、マイナスの超過幅は2020年4～5月の-20%ポイント程度から2020年9～10月は-11%ポイント程度に縮小し、2021年1月も-10%ポイント程度と、2020年4～5月に比べ、平時よりも忙しさが増した労働者が増加したことが分かる。

業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、2020年4～5月の忙しさがそれぞれ平時と比べ「増加」が20.7%、26.0%、「変化なし」が49.6%、56.0%、「減少」が29.8%、18.0%となっている。2020年9～10月は「増加」が26.1%、27.4%、「変化なし」が53.7%、58.8%、「減少」が20.1%、13.7%と、いずれも2020年4～5月に比べ「増加」「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下している。2021年1月は「増加」は31.6%、31.6%、「変化なし」は47.3%、54.2%、「減少」は21.1%、14.2%と、いずれも2020年9～10月に比べ「増加」「減少」の割合が高まっている。また、2020年4～5月と比べると「増加」の割合が高まり、「減少」「変化なし」の割合は低下している。分析対象業種計と比べ、両業種では、各時点とも、いずれも「増加」の割合が高く、「減少」の割合が低くなっている。また、「医療業」の2020年4～5月以外の時点、「社会保険・社会福祉・介護事業」の各時点で「増加」が「減少」を上回っている。忙しさの増減D.I.（「増加」－「減少」）の超過幅は2021年1月時点で、医療業では+10%ポイント程度、社会保険・社会福祉・介護事業では+17%ポイント程度と分析対象業種計よりも大きくなっている。このように、両業種では、平時よりも忙しさが増した労働者が比較的多かったことが分かる。

また、「小売業（生活必需物資等）」では、2020年4～5月で「増加」が18.9%、「変化なし」が35.9%、「減少」が45.2%となっている。2020年9～10月は「増加」が19.1%、「変化なし」が44.0%、「減少」が37.0%と、2020年4～5月に比べ「増加」の割合は横ばい、「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下している。2021年1月は、「増加」が21.1%、「変化なし」が38.7%、「減少」が40.2%と、2020年9～10月に比べ「増加」「減少」の割合が高まり、「変化なし」の割合が低下している。また、2020年4～5月と比べて、「増加」「変化なし」の割合がやや高まり、「減少」の割合は低下している。分析対象業種計と比べ、各時点とも「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低く、「増加」の割合は同程度となっており、平時よりも主観的な忙しさが増した労働者が一定割合存在した一方で、忙しさが減った労働者も分析対象業種計と比べて多くみられたことが分かる。各時点とも「減少」が「増加」を上回っているが、忙しさの増減D.I.（「増加」－「減少」）のマイナスの超過幅は2020年4～5月の-26%ポイント程度から2020年9～10月は-18%ポイント程度に縮小し、2021年1月は-19%ポイント程度とほぼ横ばいとなっており、2020年4～5月の水準よりは縮小している。

次に、非正社員については、分析対象業種計では、2020年4～5月の忙しさが平時と比較して「増加」が16.9%、「変化なし」が35.5%、「減少」が47.6%となっている。2020年9～10月は「増加」が16.8%、「変化なし」が43.9%、「減少」が39.3%と、2020年4～5月に比べ「増加」は横ばい、「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下している。2021年1月は「増加」が19.7%、「変化なし」は38.6%、「減少」は41.8%と、2020年9～10月に比べ、「増加」「減少」の割合がやや高まり、「変化なし」の割合が低下している。また、2020年4～5月と比べ、「増加」の割合が高まり、「減少」の割合は低下している。各時点とも「減少」が「増

加」を上回っているが、忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）のマイナスの超過幅は2020年4～5月の-31%ポイント程度から2020年9～10月は-22%ポイント程度に縮小し、2021年1月も-22%ポイント程度とほぼ横ばいとなっており、2020年4～5月に比べ、平時より忙しさが増した労働者が多いことが分かる。正社員と比べると、各時点とも「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低く、「増加」の割合は同程度となっており、忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）のマイナスの超過幅も大きくなっている。

業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、2020年4～5月の忙しさがそれぞれ平時と比べ「増加」が14.6%、20.6%、「変化なし」が45.3%、53.9%、「減少」が40.2%、25.5%となっている。2020年9～10月は「増加」が21.5%、16.9%、「変化なし」が53.2%、65.9%、「減少」が25.3%、17.1%となっており、2020年4～5月と比べ、いずれも「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下し、「増加」の割合は「医療業」で高まり、「社会保険・社会福祉・介護事業」で低下している。2021年1月は「増加」が27.7%、21.6%、「変化なし」が46.5%、61.9%、「減少」が25.8%、16.5%となっている。2020年9～10月と比べるといずれも「増加」の割合が高まり、「変化なし」の割合が低下し、「減少」の割合は横ばいになっており、2020年4～5月と比べると「減少」の割合はいずれも低下し、「増加」「変化なし」の割合は上昇又はほぼ横ばいとなっている。両業種とも分析対象業種計と比べて各時点で、「減少」の割合が低く、「変化なし」の割合が高く、「増加」の割合が、「医療業」の2020年4～5月を除き、高くなっており、総じて言えば、忙しさが増した労働者の割合が分析対象業種よりも高いことが分かる。忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）をみると、両業種とも、2020年4～5月には、「減少」の割合が「増加」の割合を上回っていたところ、2020年9～10月にはマイナスの超過幅が縮小し、2021年1月になって「増加」が「減少」を上回るようになっており、忙しさが増した労働者が増えていることが分かる。ただし、両業種とも非正社員の方が正社員よりも「増加」の割合が低く、「減少」の割合が高くなっており、正社員の方が忙しさの増した労働者の割合が高いことが分かる。

また、「小売業（生活必需物資等）」では、2020年4～5月の忙しさが平時と比較して「増加」が29.9%、「変化なし」が32.4%、「減少」が37.7%となっている。2020年9～10月では「増加」が23.5%、「変化なし」が45.0%、「減少」が31.5%と、2020年4～5月に比べ「増加」「減少」の割合がいずれも低下している。2021年1月では、「増加」が26.4%、「変化なし」が40.6%、「減少」が33.0%と、2020年9～10月に比べ「増加」「減少」の割合がいずれもやや高まっている。また、2020年4～5月と比べて「増加」の割合がやや低下し、「減少」の割合も低下し、「変化なし」の割合が高まっている。分析対象業種計と比べ、各時点とも、「増加」の割合が高く、「減少」の割合が低く、「変化なし」の割合は同程度となっており、分析対象業種計に比べ、平時より忙しさが増した労働者の割合が高いことが分かる。各時点とも「減少」の割合が「増加」の割合を上回っているが、忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）のマイナスの超過幅は2020年4～5月で-8%ポイント程度、2020年9～10月で-8%ポイント程度と横ばい、2021年1月で-7%ポイント程度とやや縮小している。「小売業」の正社員と比べると、いずれも非正社員の方が「増加」の割合が高く、「減少」の割合は低く、「変化なし」の割合は同程度となっていることから、非正社員の方が正社員よりも忙しさが増した労働者の割合が高いことが分かる。

第2-(1)-31図 主観的な忙しさの増減の状況（労働者調査）

- 平時を100として各時点での労働者の主観的な忙しさを0～300の間の数値で回答を求めた指標を用いて業種別に時点別の状況を見ると、正社員については、分析対象業種計では2020年4～5月には「減少」の割合が「増加」の割合を上回っていたが、2020年9～10月には2020年4～5月に比べ「増加」「変化なし」の割合が高まり、「減少」の割合が低下した。2021年1月には2020年9～10月に比べ「増加」「減少」の割合が高まり、2020年4～5月と比べ「増加」の割合が高まり、「減少」の割合は低下した。各時点とも「減少」の割合が「増加」の割合を上回っている。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、各時点とも、分析対象業種計と比べ、いずれも「増加」の割合が高く、「減少」の割合が低くなっている。「小売業（生活必需物資等）」では、各時点とも、分析対象業種計と比べ、「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低く、「増加」の割合は同程度。
- 非正社員については、各時点とも「減少」が「増加」を上回っており、正社員と比べると「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低く、「増加」の割合は同程度。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、各時点とも、分析対象業種計と比べ、「減少」の割合が低く、「変化なし」の割合が高く、「増加」の割合が、「医療業」の2020年4～5月を除き、高くなっている。正社員と比べると、非正社員の方が「増加」の割合が低く、「減少」の割合が高い。
- 「小売業（生活必需物資等）」では、各時点とも、分析対象業種計と比べ、「増加」の割合が高く、「減少」の割合が低く、「変化なし」の割合は同程度。正社員と比べると、いずれも非正社員の方が「増加」の割合が高く、「減少」の割合は低く、「変化なし」の割合は同程度。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年) をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1 「平時(2020年1月以前)を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを0～300の間で教えてください。例えば、平時(2020年1月以前)の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0～300の数値で回答を得たもの。
- 2 主観的な忙しさについては、それぞれ「大幅減」: 0～79、「減」: 80～99、「変化なし」: 100、「増」: 101～120、「大幅増」: 121～300の範囲で回答した者について計上している。

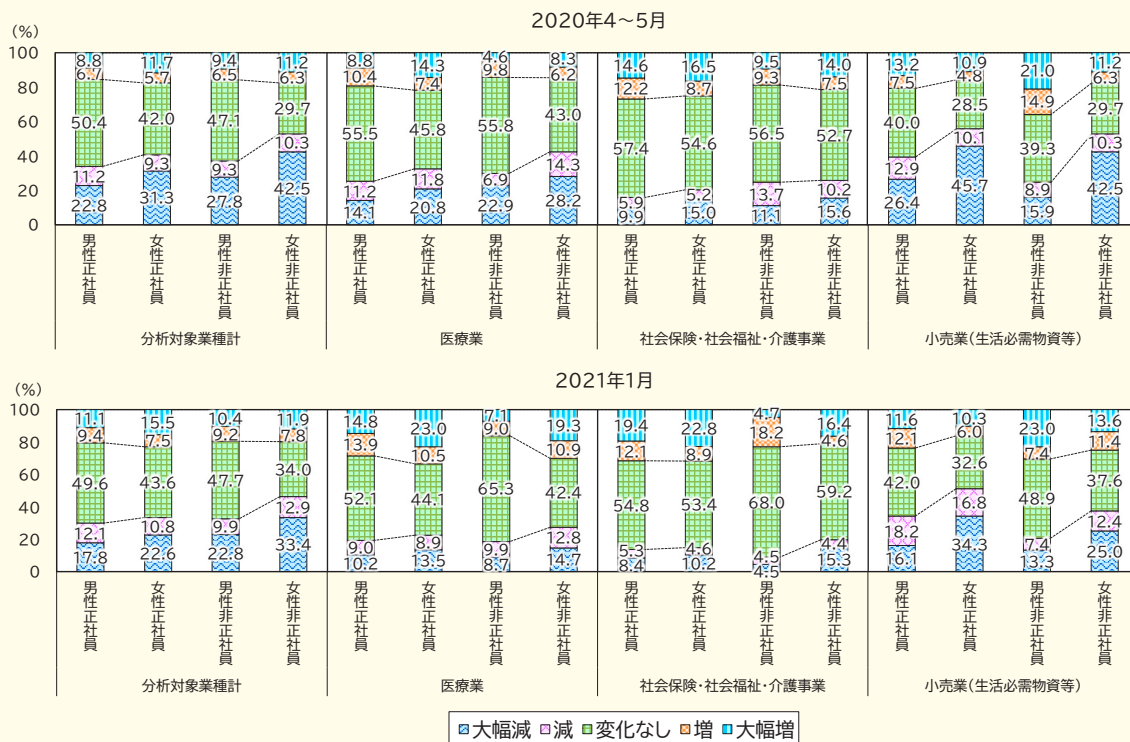
さらに、第2-(1)-32図により、忙しさ指標の状況について業種別に男女別・雇用形態別に詳しくみる。2020年4～5月についてみると、分析対象業種計では、正社員、非正社員とも、女性の方が男性よりも、忙しさが「増加」「減少」とも割合が高くなっており、「変化なし」の割合が低くなっている。また、「減少」の方が「増加」よりも男女差が大きくなっている。男女別、雇用形態別とも「減少」が「増加」を上回っているが、忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）のマイナスの超過幅は女性の方が大きくなっている。

業種別にみると、「医療業」では、正社員、非正社員とも女性の方が男性よりも「増加」「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低くなっている。忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）は、男女、正社員、非正社員ともマイナスで、マイナスの超過幅は女性の方が大きい。「社会保険・社会福祉・介護事業」では、「医療業」「小売業（生活必需物資等）」より総じて男女差は小さいものの、男性正社員、女性非正社員で「増加」の割合が高く、正社員、非正社員とも女性の方が男性よりも「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低くなっている。忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）は、正社員はプラスで、男性でよりプラス超、非正社員はマイナスで、男性でよりマイナス超となっている。「小売業（生活必需物資等）」では、正社員、非正社員ともに女性の方が男性よりも「増加」「変化なし」の割合が低く、「減少」の割合が高くなっている。忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）は、正社員では男女ともマイナスで、女性の方がよりマイナス超となっており、非正社員では男性はプラス超、女性はマイナス超となっている。

2021年1月では、2020年4～5月に比べ、総じて「増加」の割合が高まり、「減少」の割合が低下傾向となっている中で、分析対象業種計を含めいずれの業種でも、男女別・雇用形態別の「増加」「減少」「変化なし」割合の傾向は、2020年4～5月とおおむね同様となっている。ただし、「社会保険・社会福祉・介護事業」の「増加」の割合は、僅かながら正社員では女性で、非正社員では男性で高くなっている点が異なる。また、忙しさの増減D.I.（「増加」-「減少」）は、分析対象業種計、「小売業（生活必需物資等）」では2020年4～5月と同様の傾向となっている。「医療業」では、正社員は男女ともプラスで女性がよりプラス超、非正社員は男性がマイナス、女性がプラスと、女性の方が忙しさが増したことが分かる。「社会保険・社会福祉・介護事業」では、正社員、非正社員ともプラスで、正社員は男女同程度、非正社員は男性でよりプラス超となっている。

第2-(1)-32図 主観的な忙しさの増減の状況（男女別・雇用形態別）（労働者調査）

- 忙しさ指標の状況について、業種別に男女別・雇用形態別でみると、分析対象業種計では、正社員、非正社員とも、女性の方が男性よりも忙しさが「増加」「減少」とも割合が高く、「変化なし」の割合が低い。また、「減少」の方が「増加」よりも男女差が大きくなっている。男女別、雇用形態別とも「減少」が「増加」を上回っている。
- 「医療業」では、正社員、非正社員とも女性の方が男性よりも「増加」「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低い。「社会保険・社会福祉・介護事業」では、「医療業」「小売業（生活必需物資等）」より総じて男女差は小さいものの、男性正社員、女性非正社員で「増加」の割合が高く、正社員、非正社員とも女性の方が男性よりも「減少」の割合が高く、「変化なし」の割合が低い。「小売業（生活必需物資等）」では、正社員、非正社員ともに女性の方が男性よりも「増加」「変化なし」の割合が低く、「減少」の割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1) 「平時(2020年1月以前)を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを0~300の間で教えてください。例えば、平時(2020年1月以前)の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0~300の数値で回答を得たもの。
 2) 主観的な忙しさについては、それぞれ「大幅減」: 0~79、「減」: 80~99、「変化なし」: 100、「増」: 101~120、「大幅増」: 121~300の範囲で回答した者について計上している。

- 職種別の忙しさ指標の平均値の推移をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」ではいずれの職種も継続的に増加傾向にある。「小売業（生活必需物資等）」においては、営業をとりやめ又は営業時間が大幅減となっている者を除くと、「商品販売従事者」のみ2020年4～5月に平時を超えている

さらに、第2-(1)-33図により、忙しさ指標の平均値の推移を職種別にみていく。本図では、感染拡大下における勤め先の営業状況も考慮するため、「営業時間大幅減」又は「営業取りやめ」と回答した者以外の労働者に限定した分析も行っている。

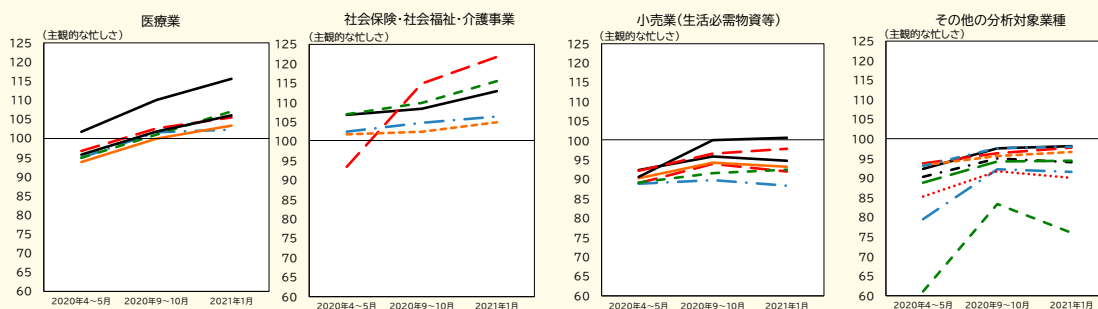
まず、同図の（1）により勤め先の営業時間の状況を限定しないで忙しさ指標の平均値をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」においては「医療業の看護師（准看護師を含む）」「介護サービス職業従事者」等で2020年4～5月から100を超えており、その後も忙しさが更に増している。また、「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち「社会福祉専門従事者（保育士等）」では、2020年4～5月には100を下回っているが、これは既に見たように、当該期間における週間職場出勤日数の減少が影響していると考えられる。その後、2020年9～10月以降、大きく忙しさが増している。そのほか、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、2020年4～5月に100を下回った職種でも、2020年9～10月以降はいずれも忙しさが増しており、2021年1月には全ての職種で100を上回っている。「小売業（生活必需物資等）」では、「営業・販売事務従事者」を除く全ての職種で、全ての時点において100を下回っている。その他の分析対象業種では、いずれの職種も各時点を通じて100を下回っており、特に「サービス職業従事者」では大きく下回っている。

続いて、同図の（2）により各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合について忙しさ指標の平均値をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」やその他の分析対象業種では大きく傾向は変わらない。一方で、「小売業（生活必需物資等）」では、「商品販売従事者」のみ、2020年4～5月の忙しさが100を超えている。これには、第I部第5章でみたように、緊急事態宣言下での外出自粛要請を受けた自宅での消費の増加や、感染予防のためのマスク、消毒用アルコールなど衛生用品の需要の増加などが背景にあると考えられる。また、2020年9～10月以降は100を下回っていることをみると、「小売業（生活必需物資等）」では、2020年4月以降継続して平時よりも忙しい状況が続いたのではなく、緊急事態宣言下における一時的な需要の変化による影響が大きかったものと考えられる。

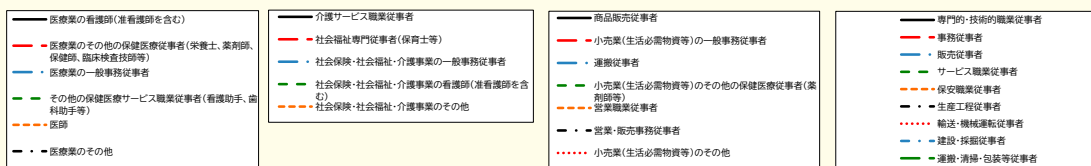
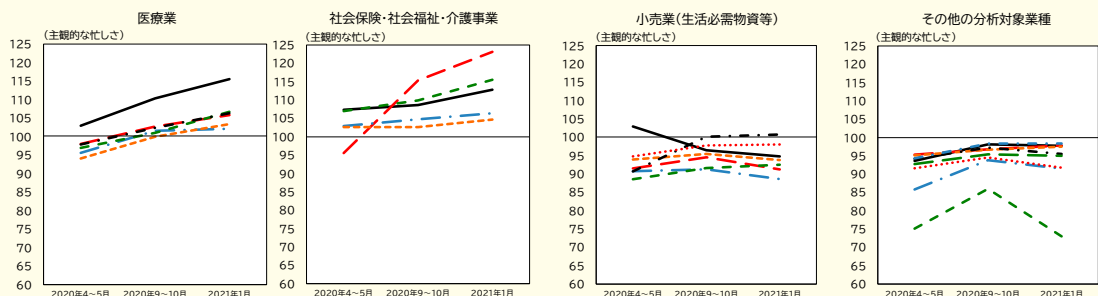
第2-(1)-33図 業種別・職種別にみた忙しさ指標の平均値の推移（労働者調査）

- 職種別の忙しさ指標の平均値の推移について、勤め先の営業時間の状況を限定しないでみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では「医療業の看護師（准看護師を含む）」「介護サービス職業従事者」等で2020年4～5月から100を超えており、その後も忙しさが増している。
- 「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち「社会福祉専門従事者（保育士等）」では、2020年4～5月には100を下回っており、その後、2020年9～10月以降、大きく忙しさが増している。そのほか、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、2020年4～5月に100を下回った職種でも、2020年9～10月以降はいずれも忙しさが増しており、2021年1月には全ての職種で100を上回っている。
- 「小売業（生活必需物資等）」では、「営業・販売事務従事者」を除く全ての職種で、全ての時点において100を下回っている。その他の分析対象業種では、いずれの職種も各時点を通じて100を下回っており、特に「サービス職業従事者」では大きく下回っている。
- 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合についてみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」やその他の分析対象業種では大きく傾向は変わらない。一方で、「小売業（生活必需物資等）」では、「商品販売従事者」のみ、2020年4～5月の忙しさが100を超えている。

(1) 勤め先の営業時間の状況を限定しない場合



(2) 各時点で勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いた場合



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1 「平時（2020年1月以前）を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを0～300の間で教えてください。例えば、平時（2020年1月以前）の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0～300の数値で回答を得たもの。
- 2 (2) 図は、「あなたの勤め先における緊急事態宣言下（2020年4月～5月）、2020年9月～10月及び直近（2021年1月）の営業時間は、前年同時期と比べて変化はありましたか」と尋ね、各時点において勤め先が「営業時間大幅減」「営業取りやめ」となっていた労働者を除いている。

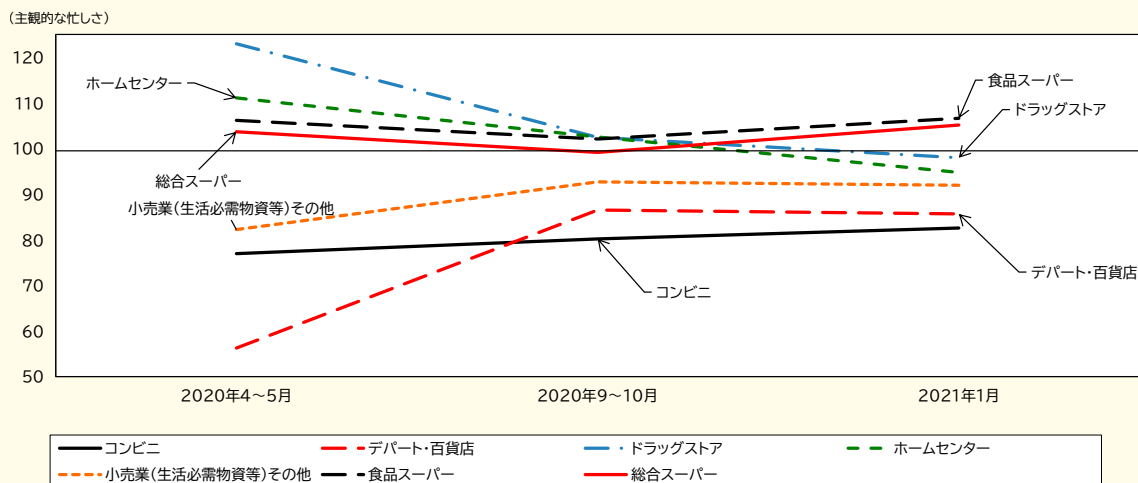
● 「小売業（生活必需物資等）」では、店舗の種類により、主観的な忙しさが異なり、「ドラッグストア」「ホームセンター」「食品スーパー」「総合スーパー」では2020年4～5月の緊急事態宣言下に忙しさが平時を上回っていた

「小売業（生活必需物資等）」については、第I部第5章において、感染拡大下の2020年には店舗の種類により販売額の状況が大きく異なることについてみたが、各労働者の主観的な忙しさにも店舗の種類による違いが影響していることが考えられるため、「小売業（生活必需物資等）」について、店舗の種類別の主観的な忙しさの状況もみていく。

第2-(1)-34図により、小売業の店舗の種類別に労働者の忙しさ指標の平均値の推移をみると、「デパート・百貨店」「コンビニ」「小売業（生活必需物資等）その他」では各時点を通じて100を下回っており、特に「デパート・百貨店」では2020年4～5月に大きく落ち込んでいる。一方、それ以外の店舗の状況を見ると、2020年4～5月には、前述した外出自粛要請によるいわゆる「巣ごもり需要」の増加、衛生用品の需要の増加等を背景として「ドラッグストア」の平均値が120となったほか、「ホームセンター」「食品スーパー」「総合スーパー」でも100を上回っている。2020年9～10月には、これらの店舗で働く労働者も忙しさが低下しているが、2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出されると、「食品スーパー」「総合スーパー」で再度忙しさが増し、平均値が100を上回っている。このように、忙しさ指標の推移についても、第1-(5)-9図の小売店の店舗の種類別の販売額の推移と同様の傾向があることが分かる。

第2-(1)-34図 小売業(生活必需物資等)の店舗の種類別の忙しさ指標の平均値の推移(労働者調査)

- 小売業の店舗の種類別に労働者の主観的な忙しさ指標の平均値の推移をみると、「デパート・百貨店」「コンビニ」「小売業その他」では各時点を通じて100を下回っており、特に「デパート・百貨店」では2020年4～5月に大きく落ち込んだ。
- それ以外の店舗の状況を見ると、「ドラッグストア」の平均値が120となったほか、「ホームセンター」「食品スーパー」「総合スーパー」でも100を上回っている。2020年9～10月には、これらの店舗でも低下したが、2021年1月に「食品スーパー」「総合スーパー」で再度100を上回った。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 「平時(2020年1月以前)を100とした場合の、それぞれの期間におけるあなたの主観的な忙しさを0～300の間で教えてください。例えば、平時(2020年1月以前)の忙しさと比較して、緊急事態宣言下の忙しさが1.3倍になれば「130」、半分になれば「50」と記載ください」と尋ね、0～300の数値で回答を得たもの。

3 分析対象労働者の感染リスクに関する状況

- 勤務時は、重点的に分析を行う3業種のほか、「生活関連サービス業」等で感染リスクが高いと感じる者の割合が高く、地域差はあまりないが、通勤時は、いずれの業種でも「東京23区、大阪市、名古屋市」の方が感染リスクが高いと感じる者の割合が高い

ここまで感染拡大下における労働者の忙しさの状況についてみてきたが、続いて、業種による感染リスクについて、その感じ方の違いをみていく。

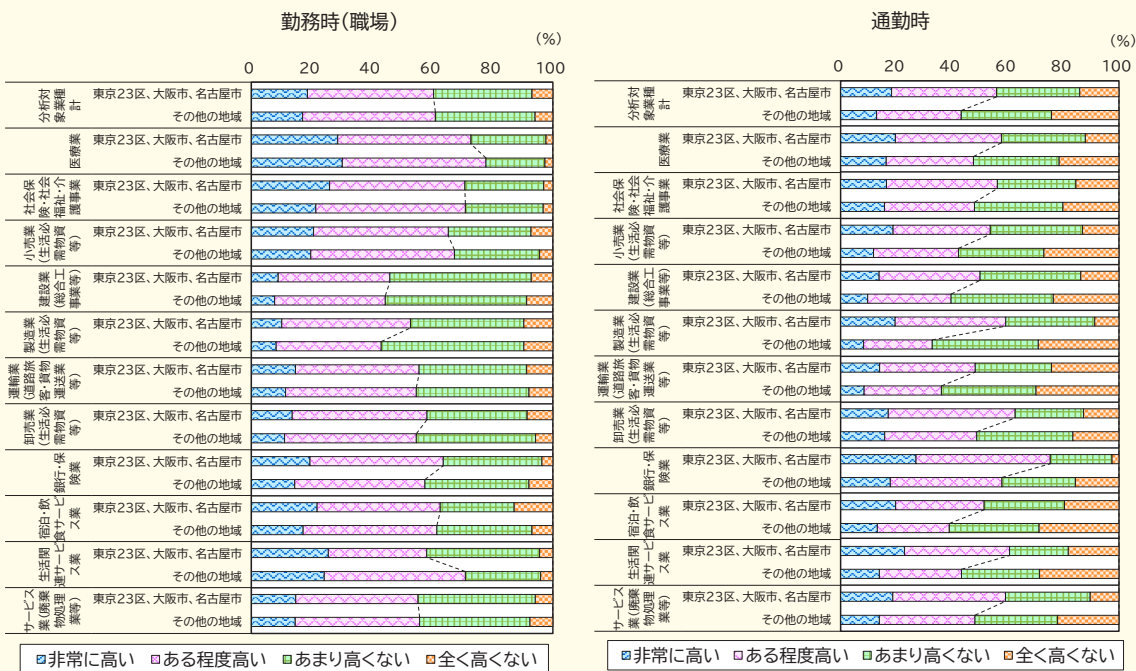
第2-(1)-35図は、緊急事態宣言下（2020年4～5月）における労働者の感染リスクの感じ方について、勤務時（職場）と通勤時での状況を業種別・地域別に比較したものである。地域別については、東京23区、大阪市、名古屋市の3都市とそれ以外の地域とで比較している。これによると、勤務時では、分析対象業種計でいずれの地域も感染リスクが「非常に高い」「ある程度高い」と感じる者（以下単に「感染リスクが高いと感じる者」という。）の割合が6割程度となっている。業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「生活関連サービス業」等で当該割合が比較的高く、地域によっては7～8割程度となっている。一方、地域別にみても、業種による違いはあまりみられない。

また、通勤時では、分析対象業種計を含め、いずれの業種でも「東京23区、大阪市、名古屋市」の方が感染リスクが高いと感じる者の割合が高くなっている。都市部において、公共交通機関での通勤等により感染リスクを感じる者が多いことがうかがえる。

なお、分析対象業種以外の業種も含め感染リスクの感じ方の傾向をみるために、第2-(1)-36図により、JILPT個人パネル調査の結果をみってみる。民間企業雇用者について2020年7月の最終週現在での仕事上（職場やこれに準じる場所や通勤経路）での感染不安の状況について地域別にみると、いずれの地域でも、約3分の2の労働者が感染不安を感じていると回答している。単純比較はできないが、第2-(1)-35図の分析による分析対象業種計の労働者とおおむね同程度の割合の労働者が仕事上で感染不安を感じていることがうかがえる。

第2-(1)-35図 業種別・地域別にみた感染リスクの感じ方（労働者調査）

- 労働者の勤務時（職場）と通勤時の感染リスクの感じ方について、業種別・地域別に2020年4～5月の状況についてみると、勤務時では、分析対象業種計でいずれの地域も感染リスクが「非常に高い」「ある程度高い」と感じる者の割合が6割程度となっている一方、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「生活関連サービス業」等で当該割合が地域によっては7～8割程度と高い。一方、地域別にみても、業種による違いはあまりみられない。
- 通勤時では、分析対象業種計を含め、いずれの業種でも「東京23区、大阪市、名古屋市」の方が「非常に高い」「ある程度高い」と回答した者の割合が高い。

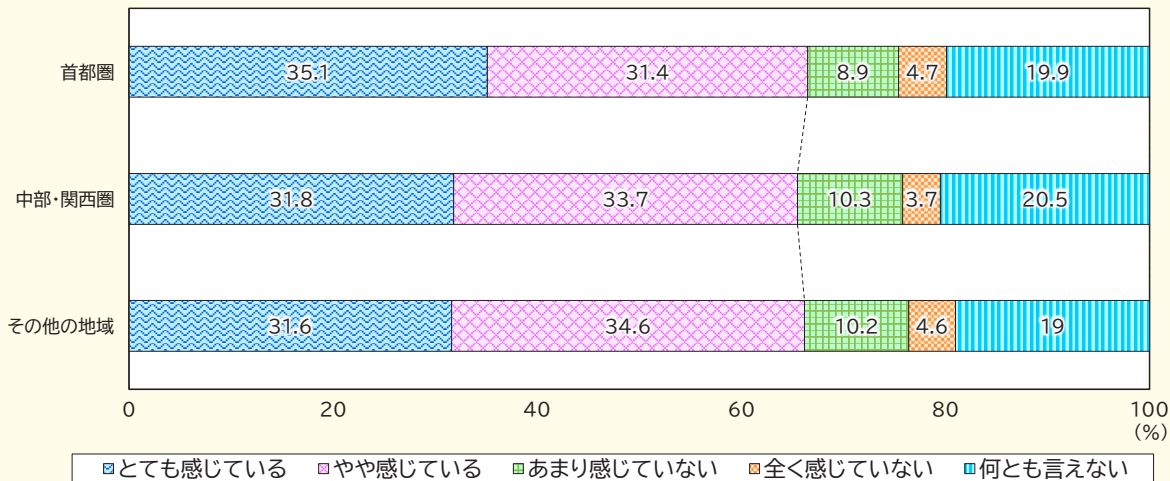


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- (注) 1) 「緊急事態宣言下(2020年4月～5月)、2020年9月～10月及び直近(2021年1月)において、出勤した場合の感染リスクは出勤しない場合(在宅勤務を含む)と比べてどの程度高いと感じましたか。①通勤時の感染リスクと②職場(勤務時)の感染リスクとで分けて、お答えください」と尋ねたもの。
2) 地域区分は居住地域。

第2-(1)-36図 JILPT個人パネル調査の民間企業雇用者の地域別の仕事(職場や通勤経路等)上での感染不安

- JILPTの個人パネル調査の民間企業雇用者について、2020年7月の最終週現在での仕事上(職場やこれに準じる場所や通勤経路)での感染不安の状況について地域別にみると、いずれの地域でも、約3分の2の労働者が感染不安を感じていると回答している。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査(JILPT第2回、2020年8月実施)」をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

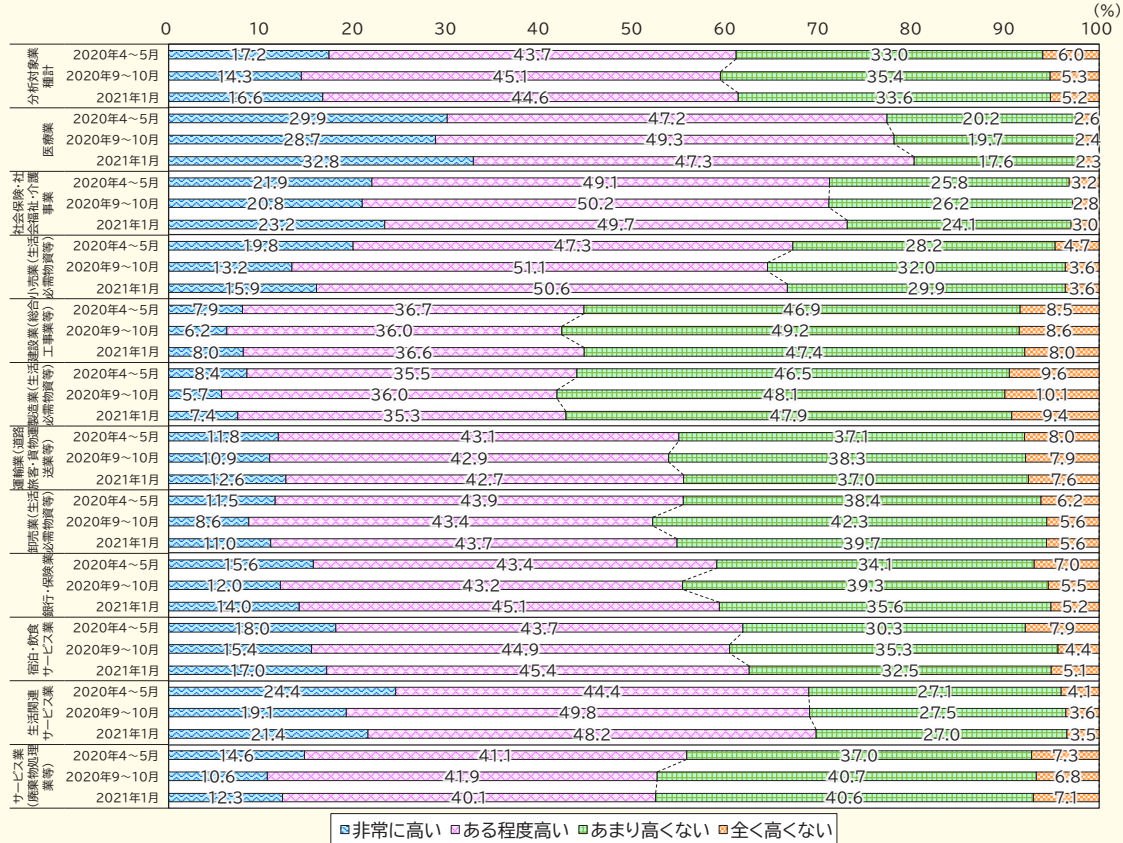
●時系列で感染リスクの感じ方の変化をみると、分析対象業種計では感染リスクが高いと感じる者が6割程度を占め、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」において、感染リスクを高いと感じる者の割合が高い

次に、感染リスクの感じ方について業種別に時系列でみていく。第2-(1)-37図により、各時点（第2-(1)-29図と同じ3時点）での労働者の感染リスクの感じ方について業種別にみると、分析対象業種計では感染リスクが高いと感じる者の割合は2020年9～10月に僅かに低下したものの、いずれの時点においても6割程度を占めており、分析対象業種では多くの労働者が感染リスクを感じながら働いていたことがうかがえる。その中でも、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「生活関連サービス業」で各時点を通じて感染リスクが高いと感じる者の割合が高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では2020年4～5月よりも2回目の緊急事態宣言が発出されていた2021年1月の方が感染リスクを高いと感じる労働者の割合が高くなっている。

また、第2-(1)-38図により、緊急事態宣言下（2020年4～5月）の職場の感染リスクについて業種別に男女別・雇用形態別にみると、分析対象業種計では男性よりも女性の方が感染リスクが高いと感じる者の割合が高い傾向がみられる。また、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、いずれの区分でも感染リスクが高いと感じる者の割合が分析対象業種計よりも高い傾向にあるほか、「小売業（生活必需物資等）」では男性よりも女性で感染リスクが高いと感じる者の割合が高い。

第2-(1)-37図 勤務時における感染リスクの感じ方の推移（労働者調査）

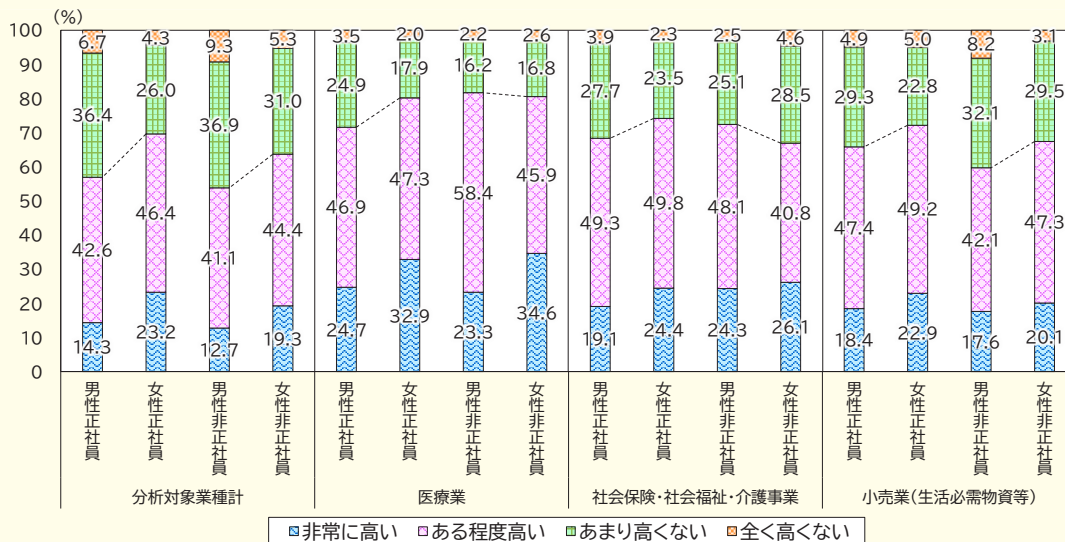
○ 各時点での労働者の感染リスクの感じ方について業種別にみると、感染リスクが高いと感じる者の割合については、分析対象業種計では2020年9～10月に僅かに低下したが、いずれの時点でも6割程度を占める。その中でも、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のほか、「生活関連サービス業」で各時点を通じて当該割合が高く、特に「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では2020年4～5月よりも2021年1月の方が当該割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「緊急事態宣言下（2020年4月～5月）、2020年9月～10月及び直近（2021年1月）において、出勤した場合の感染リスクは出勤しない場合（在宅勤務を含む）と比べてどの程度高いと感じましたか。①通勤時の感染リスクと②職場（勤務時）の感染リスクとで分けて、お答えください」と尋ねたもの。

第2-(1)-38図 勤務時における感染リスクの感じ方の推移(男女別・雇用形態別)(労働者調査)

- 2020年4～5月の職場の感染リスクについて業種別に男女別・雇用形態別にみると、感染リスクが高いと感じる者の割合は、分析対象業種計では男性よりも女性の方が高い。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、いずれの区分でも分析対象業種計よりも当該割合が高い。「小売業(生活必需物資等)」では、男性よりも女性で当該割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 「緊急事態宣言下(2020年4月～5月)、2020年9月～10月及び直近(2021年1月)において、出勤した場合の感染リスクは出勤しない場合(在宅勤務を含む)と比べてどの程度高いと感じましたか。①通勤時の感染リスクと②職場(勤務時)の感染リスクとで分けて、お答えください」と尋ね、緊急事態宣言下(2020年4月～5月)の職場の状況を集計したもの。

●対面業務が多い労働者ほど感染リスクが高いと感じ、業務中の緊張感も増している

第2-(1)-35図での分析から、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」等の業種で勤務時の感染リスクが高いと感じる労働者が多いことが分かったが、その背景には、第2-(1)-19図でみたように、これらの業種の労働者が業務上、患者や利用者等と対面で接する機会が多いことがあるものと考えられる。そこで、労働者自身の仕事のうち対面業務が占める程度別に感染リスクの感じ方をみている。

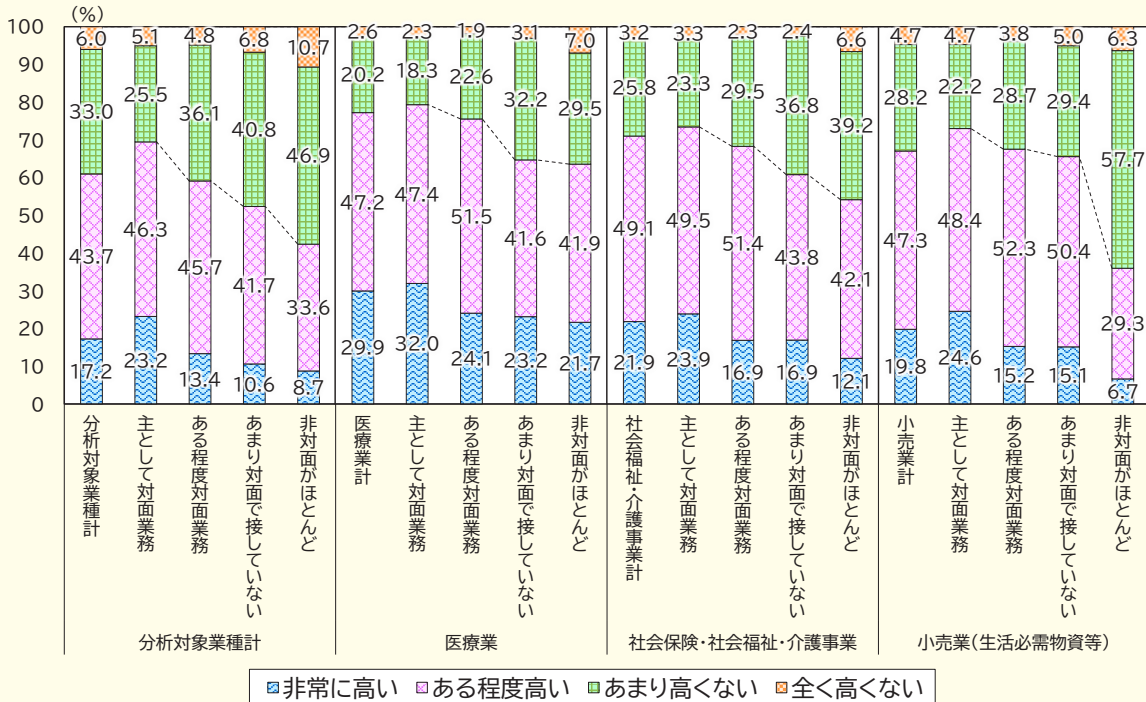
第2-(1)-39図により、感染リスクの感じ方について業種別・対面業務が占める程度別にみると、分析対象業種計を含め、重点的に分析を行う3業種のいずれにおいても対面業務が占める程度が高いほど感染リスクが高いと感じる傾向がある。特に「医療業」では「主として対面業務」の場合、感染リスクが高いと感じる者の割合は79.4%と高くなっている。

さらに、対面業務が多く、感染リスクが高いと感じる仕事ほど、業務中の緊張感が高まっていることが考えられる。第2-(1)-40図により、業種別に対面業務が占める程度別に、感染防止の取組が求められること等によって、業務中の緊張感が平時と比較してどのように変化したかをみると、分析対象業種計を含め、重点的に分析を行う3業種のいずれにおいても対面業務が多くを占める労働者ほど緊張感が増したと答える割合がおおむね高い傾向がある。重点的に分析を行う3業種では、業務の性質上、多くの労働者が患者や利用者等と対面で接する機会をもつ(第2-(1)-19図の分析を参照)が、そうした対面業務が多い労働者ほど緊張感が増

したことがうかがえる⁷。

第2-(1)-39図 業務の内容と感染リスク（労働者調査）

○ 感染リスクの感じ方について業種別・対面業務が占める程度別にみると、分析対象業種計を含め、重点的に分析を行う3業種のいずれにおいても対面業務が占める程度が高いほど感染リスクが高いと感じる割合が高い傾向がある。特に「医療業」で「主として対面業務」の場合には当該割合が特に高い。

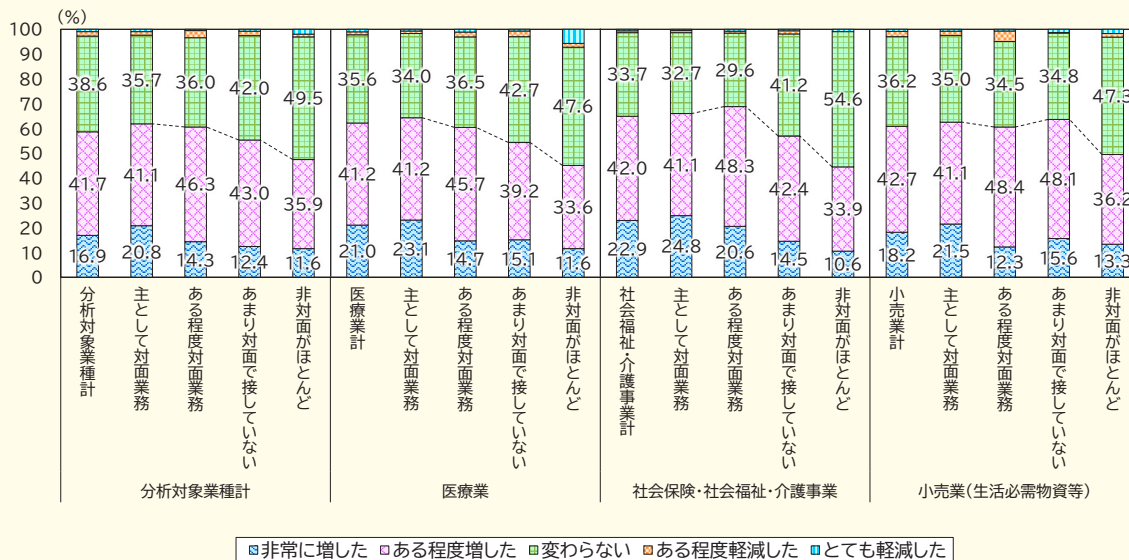


資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ねて得た回答の状況別に、「緊急事態宣言下(2020年4月~5月)、2020年9月~10月及び直近(2021年1月)において、出勤した場合の感染リスクは出勤しない場合(在宅勤務を含む)と比べてどの程度高いと感じましたか」と尋ねて得た回答について集計したもの。

7 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」以外も含めた分析対象業種の各業種における業務の内容と感染リスクの感じ方及び緊張感の状況については、付2-(1)-6図及び付2-(1)-7図を参照。

第2-(1)-40図 業務の内容と緊張感（労働者調査）

○ 感染防止の取組が求められたこと等によって業務中の緊張感が平時と比較してどのように変化したかについて、業種別に対面業務が占める程度別でみると、分析対象業種計を含め、重点的に分析を行う3業種のいずれにおいても対面業務が多くを占める労働者ほど緊張感が増したと答える割合がおおむね高い傾向がある。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「あなたの主な仕事は、顧客や利用者、取引先など、あなたの事業所の従業員以外の方とどの程度対面で接する必要がありますか」と尋ね、得た回答の状況別に、「緊急事態宣言下(2020年4月～5月)で、顧客や利用者、取引先などに対して感染防止の徹底が求められたこと等によって、あなた自身の緊張感はどのように変わりましたか」で回答を得た、緊張感の変化を集計したもの。

● 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」等の対人サービスが主であるとされる業種では迷惑行為の被害を受けた労働者の割合が他業種よりも高い

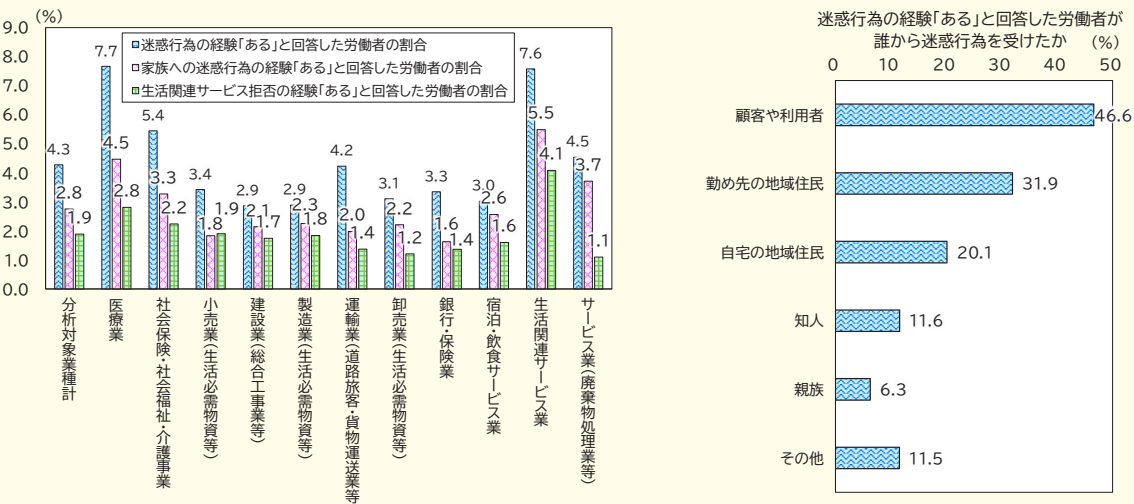
ここまで感染拡大下特有の変化として、感染リスクの感じ方の推移を業種別、対面業務が占める程度別にみてきたが、緊急事態宣言下で業務の継続が求められた労働者が、業務の性質上、新型コロナウイルス感染症の患者や感染の疑いがある者等と対面で接する機会が多いこと等を理由とした不当な差別や偏見に基づく迷惑行為の被害を受ける事例があったことも注目された⁸。ここでは、そうした迷惑行為の状況についてみておく。

第2-(1)-41図により、労働者やその家族が受けた新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別や偏見に基づく迷惑行為の状況を業種別にみると、分析対象業種計では、労働者自身が迷惑行為を受けたことがあると回答した者は4.3%、家族が迷惑行為を受けたことがあると回答した者は2.8%となっている。業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」等の対人サービスが主であるとされる業種においては分析対象業種計よりも労働者自身や家族が迷惑行為を受けた者の割合が高くなっている。また、迷惑行為を行った者は「顧客や利用者」で46.6%、「勤め先の地域住民」で31.9%となっており、主に職場において迷惑行為を受けていることがうかがえる。

8 新型コロナウイルス感染症対策分科会 偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループこれまでの議論のとりまとめ」(2020年11月6日)においても、医療機関・介護施設や医療・介護従事者等に対して、周辺地域等から誹謗中傷、暴言、苦情など、様々な態様による差別的な言動が発生したことが報告されている。

第2-(1)-41図 迷惑行為の状況（労働者調査）

- 労働者やその家族が受けた新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別や偏見に基づく迷惑行為の状況を業種別にみると、分析対象業種計では、労働者自身が迷惑行為を受けたことがあると回答した者の割合は4.3%、家族が迷惑行為を受けたことがあると回答した者の割合は2.8%。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「生活関連サービス業」等の業種では分析対象業種計よりも労働者自身や家族が迷惑行為を受けた者の割合が高い。
- 迷惑行為を行った者は「顧客や利用者」「勤め先の地域住民」の順に多い。



資料出所（独）労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査（労働者調査）」（2021年）をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

- （注）
- 1) 左図「迷惑行為の経験「ある」と回答した労働者の割合」は、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響下において、あなた自身が、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷など、不当な差別や偏見に基づく迷惑行為を受けた経験はありましたか」に対して「ある」と回答した者を集計している。
 - 2) 左図「家族への迷惑行為の経験「ある」と回答した労働者の割合」は、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響下において、あなたの家族や親族が、いやがらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷など、不当な差別や偏見に基づく迷惑行為を受けた経験はありましたか」に対して「ある」と回答した者を集計している。
 - 3) 左図「生活関連サービス拒否の経験「ある」と回答した労働者の割合」は、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響下において、あなた自身やあなたの家族や親族が、生活関連サービス（家事、育児サービスなど）を利用する際に、あなたの職業のみを理由とした不当な差別や偏見により、サービスの利用を拒否された（利用できなかった）経験はあったかについて、「サービスを利用したことがあり、利用を拒否された（利用できなかった）経験がある」と回答した割合を集計している。
 - 4) 右図は、迷惑行為の経験「ある」と回答した労働者に対し、「迷惑行為は次のうち誰によるものでしたか」と尋ねたもの。

4 肉体的負担、精神的負担や健康状態の状況

- 肉体的負担が大きいと感じる労働者の割合をみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では他の業種と比べて平時から高い水準にあった上に、2020年4～5月に更に上昇しており、男女別では女性の方が高い傾向にある

ここからは、これまでみてきた忙しさや感染リスクの感じ方の変化により、労働者の肉体的負担、精神的負担や健康状態にどのような影響が及んだかについてみていく。

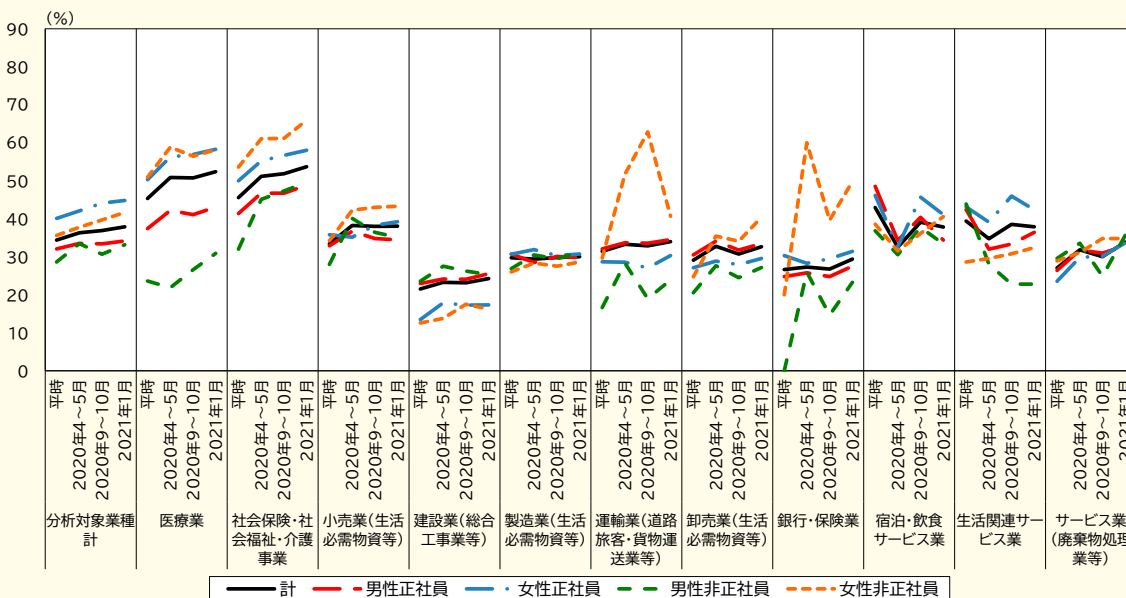
まず、第2-(1)-42図により、肉体的負担が「非常に大きい」「大きい」と回答した労働者の割合の推移（第2-(1)-22図と同じ4時点）を業種別にみると、分析対象業種計では、時点を経るごとに割合は緩やかながら上昇している。業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、当該割合は平時から他の業種と比較して高い水準にあったところ、2020年4～5月には更に上昇し、2020年9～10月にはほぼ横ばいで推移した。その後2021年1月には一層上昇している。これらの業種では、感染拡大の影響が長期化する中で、継続的に

肉体的負担が大きいと感じる労働者が増加していることが分かる。「小売業(生活必需物資等)」では、平時においては分析対象業種計とほぼ同水準であったところ、2020年4～5月に分析対象業種計よりもやや大きく上昇した。その後の2020年9～10月、2021年1月にはほぼ横ばいで推移しており、肉体的負担が大きいと感じる者が減っていないことが分かる。

男女別・雇用形態別にみると、分析対象業種計では男性より女性の方が当該割合が高まっている。また、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、男性、女性ともに当該割合が高まっているが、特に女性の正社員、非正社員において肉体的負担が大きいと感じる者が多いことが分かる。

第2-(1)-42図 肉体的負担が大きいと感じる労働者の割合の推移（労働者調査）

- 肉体的負担が「非常に大きい」「大きい」と回答した労働者の割合は、分析対象業種計では、時点を経るごとに上昇した。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、当該割合は平時から他の業種と比較して高い水準にあったところ、2020年4～5月には更に上昇し、2020年9～10月にはほぼ横ばいとなり、2021年1月には一層上昇した。
- 「小売業(生活必需物資等)」では、平時においては分析対象業種計とほぼ同水準であったところ、2020年4～5月に他の業種よりもやや大きく上昇し、2020年9～10月、2021年1月にはほぼ横ばいとなった。
- 男女別・雇用形態別にみると、分析対象業種計では男性より女性の方が当該割合が高まっている。また、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、男性、女性ともに当該割合が高まっているが、特に女性の正社員、非正社員の当該割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計
 (注) 「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する肉体的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計している。

●精神的負担が大きいと感じる労働者の割合についても、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」で平時から高く、感染拡大下において更に高まっており、男女別にみると女性の方がより高い

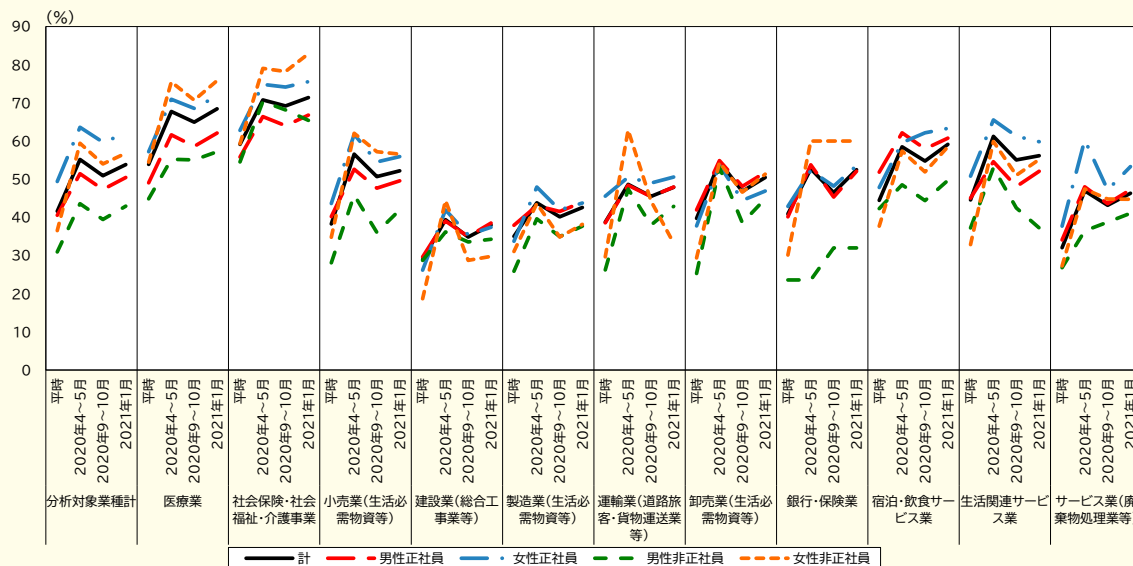
次に、忙しさの増大に加え、感染リスクを感じることによる業務中の緊張感の高まり等を背景として、精神的負担がどのように変化したかみていく。第2-(1)-43図により、精神的負担が「非常に大きい」「大きい」と回答した労働者の割合の推移を業種別にみると、分析対象

業種計では、2020年4～5月に当該割合が肉体的負担に比べ大きく上昇し、2020年9～10月に一旦低下したものの、2021年1月には再び上昇し、平時を上回る水準となっている。ただし、肉体的負担の変化とは異なり、いずれの業種においても、2020年4～5月の上昇幅が最も大きく、感染拡大下での労働者の負担が精神的負担として強く表れたことが分かる。業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、当該割合は肉体的負担と同様に平時から高い水準にあったところ、2020年4～5月には更に上昇している。その後、2020年9～10月には一旦低下したものの、2021年1月には、再び4～5月と同程度の水準まで上昇している。

男女別・雇用形態別にみると、肉体的負担と同様に、分析対象業種計では男性より女性の方が当該割合が高い。また、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」でも、正社員、非正社員のいずれも男性より女性の方が当該割合が高い⁹。

第2-(1)-43図 精神的負担が大きいと感じる労働者の割合の推移（労働者調査）

- 精神的負担が「非常に大きい」「大きい」と回答した労働者の割合は、分析対象業種計では、2020年4～5月に肉体的負担よりも大きく上昇し、2020年9～10月に一旦低下したものの、2021年1月には再び上昇し、平時を上回る水準となった。ただし、肉体的負担の変化とは異なり、いずれの業種においても、2020年4～5月の上昇幅が最も大きい。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、当該割合は平時から高い水準にあったところ、2020年4～5月には更に大きく上昇し、2020年9～10月には一旦低下し、2021年1月には再び4～5月と同程度の水準まで上昇した。
- 男女別・雇用形態別にみると、分析対象業種計では男性より女性の方が、当該割合が比較的高い。また、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」でも、正社員、非正社員のいずれも男性より女性の方が当該割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 「それぞれの期間におけるあなたの仕事に対する精神的な負担はどの程度でしたか」という質問に対して、「非常に大きい」「大きい」と回答した者を集計している。

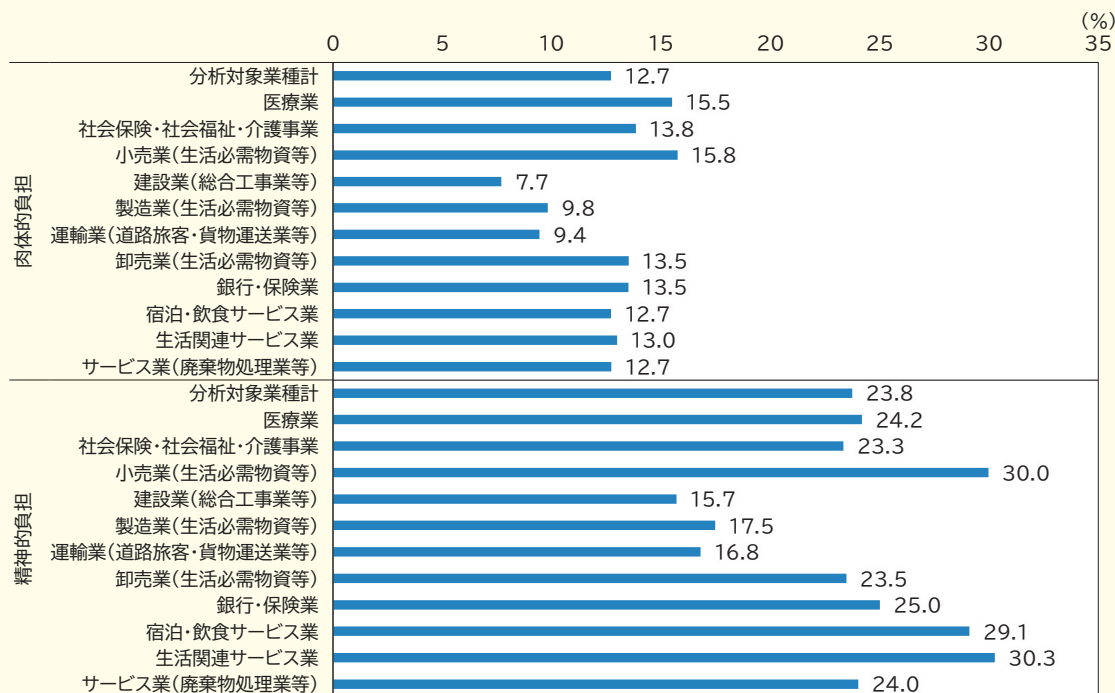
9 これらの肉体的負担、精神的負担の状況について、主観的な忙しさとの関係を見ると、肉体的負担、精神的負担ともに、大きいほど忙しさの平均値も高くなっており、いずれも主観的な忙しさと相関があることが分かる(付2-(1)-5図)。

- 2020年4～5月に肉体的負担、精神的負担が増大した労働者の割合をみると、全体として肉体的負担よりも精神的負担の方が増大した労働者の割合が高く、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」では、分析対象業種計に比べて高い傾向にある

さらに、感染拡大の影響を受けて特に負担が大きいと感じる者の割合の変動幅が大きかった2020年4～5月の変化に着目し、業種別に負担が増大したと感じる労働者の割合をみていく。第2-(1)-44図は、労働者に対して平時及び2020年4～5月の両時点の肉体的負担、精神的負担の状況を尋ね、負担が増大した労働者の割合を算出したものである。具体的には、仕事に対する肉体的負担、精神的負担の程度について、時点別に「非常に大きい」「やや大きい」「どちらでもない」「やや小さい」「非常に小さい」の選択肢で尋ね、平時の回答と2020年4～5月時点の回答を比較して負担が増大した方向に変化した場合（例えば、負担が「やや小さい」から「非常に大きい」に変化した場合や、「非常に小さい」から「やや小さい」に変化した場合）に「負担が増大した」と捉えて該当する労働者の割合を算出した。分析対象業種計でみると、肉体的負担よりも精神的負担の方が増大した労働者の割合が高くなっている。業種別にみると「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業（生活必需物資等）」のいずれにおいても肉体的負担、精神的負担ともに分析対象業種計よりも当該割合が高い傾向にある。また、精神的負担については、上記の3業種の他に「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」等でも負担が増大した者の割合が高くなっている。

第2-(1)-44図 平時と2020年4~5月を比較して負担が増大した労働者の割合(労働者調査)

- 2020年4~5月に肉体的負担、精神的負担が増大した労働者の割合をみると、分析対象業種計では、肉体的負担よりも精神的負担の方が増大した労働者の割合が高い。
- 「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」「小売業(生活必需物資等)」のいずれにおいても肉体的負担、精神的負担ともに分析対象業種よりも当該割合が高い傾向にある。
- 精神的負担については、上記の3業種の他に「宿泊・飲食サービス業」「生活関連サービス業」等でも負担が増大した者の割合が高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)」(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注) 仕事に対する肉体的・精神的な負担の程度について、時点別に「非常に大きい」「やや大きい」「どちらでもない」「やや小さい」「非常に小さい」で得た回答について、平時(2020年1月以前)と2020年4~5月を比較して負担が増えた労働者の割合を算出した。「やや小さい」から「非常に大きい」に変化した場合や、「非常に小さい」から「やや小さい」に変化した場合などを計上。

●「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では健康状態が悪化した労働者の割合が分析対象業種計よりも高く、特に「医療業の看護師(准看護師を含む)」「介護サービス職業従事者」で割合が高い

こうした業務の忙しさや負担の増大が労働者の心身に悪影響を及ぼすことも危惧される。ここで、ここまでみてきた忙しさや肉体的負担、精神的負担の変化を踏まえて、労働者の健康状態の変化についてみていく。具体的には、緊急事態宣言下(2020年4~5月)における健康状態について、「寝付きが悪くなった、睡眠の質が低下した」「食欲がない、ゆううつなど、精神的な疲労の症状がある日が増えた」「体調が優れない日が増えた」「頭痛、腰痛など身体的な疲労の症状がある日が増えた」「ひどく疲れている日が増えた」の5つの質問について「当てはまらない」を1点、「おおむね当てはまらない」を2点、「やや当てはまる」を3点、「非常に当てはまる」を4点として、各選択肢の点数を合計し、健康状態悪化の状況に関する指標を算出した。この指標が高いほど健康状態が悪化している傾向があると捉えられる。

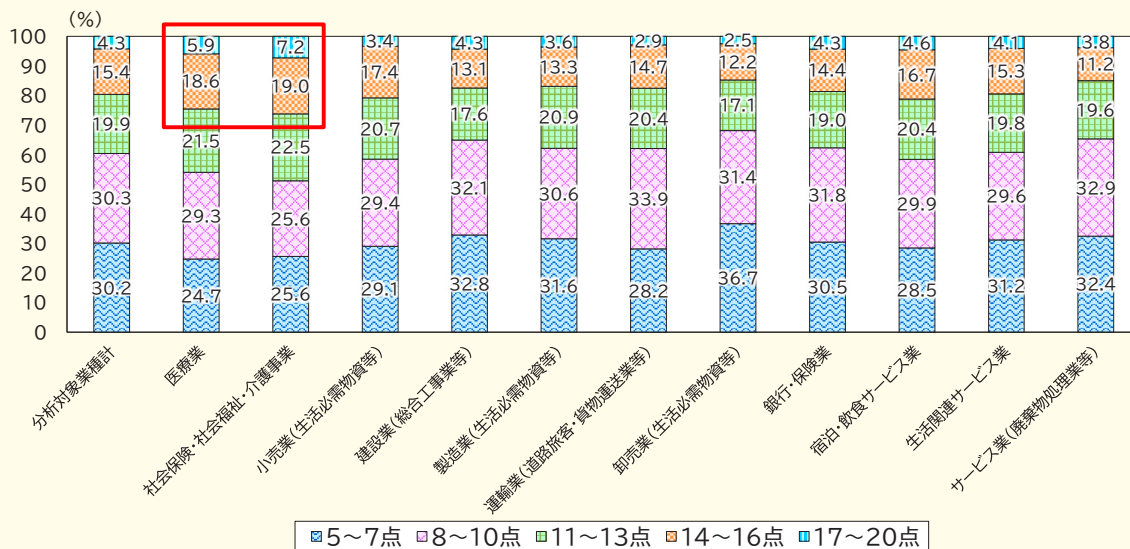
第2-(1)-45図は、当該指標を5段階の区分に分け、該当する労働者の割合を算出し、業種別にみたものである。これをみると、分析対象業種計では指標の値が14以上と比較的高い者の割合が19.7%となっている一方、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、当該

割合がそれぞれ24.5%、26.2%と分析対象業種計や他の業種に比べて高くなっている。両業種では、ここまでみた感染拡大下での忙しさや負担の増大等により健康状態に悪影響が及んでいる者が他の業種よりも高い割合で存在する可能性がうかがえる。

さらに、健康状態悪化の状況に関する指標の値が高い者の割合が高い「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」について、第2-(1)-46図の(1)により職種別に当該指標についてみると、「医療業の看護師(准看護師を含む)」や「介護サービス職業従事者」で指標の値が比較的高い者の割合が高くなっている。これらの職種では患者や利用者等と対面で接する業務の中で、忙しさの増大や感染リスクに伴う緊張感の高まりにより、肉体的負担、精神的負担が増大し、それが健康状態に悪影響を及ぼしている可能性がうかがえる。さらに、同図の(2)で緊急事態宣言後(2020年9~10月)の健康状態の改善状況について尋ねた結果をみると、分析対象業種計では77.0%が「変わらない」と回答しているが、「非常に改善した」「やや改善した」の合計が16.7%、「非常に悪化した」「やや悪化した」の合計が6.4%となっている。これに対し、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、分析対象業種計と比較して、改善したと回答した者の割合が低く、悪化したと回答した者の割合が高い。このことから、これらの業種では、感染拡大の影響が長期化する中で健康状態をめぐる課題が他業種よりも深刻であることがうかがえる。

第2-(1)-45図 業種別の健康状態の変化(労働者調査)

- 感染拡大下における健康状態悪化に関する指標について業種別にみると、「医療業」「社会保険・社会福祉・介護事業」では、指標の値が14以上と比較的高い者の割合が分析対象業種計や他の業種に比べて高い。



資料出所 (独) 労働政策研究・研修機構「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における労働者の働き方に関する調査(労働者調査)(2021年)をもとに厚生労働省政策統括官付政策統括室にて作成

(注) 健康状態悪化の状況に関する指標は、「緊急事態宣言下(2020年4月~5月)におけるあなたの健康状態について教えてください」と尋ね、「寝付きが悪くなった、睡眠の質が低下した」「食欲がない、ゆううつなど、精神的な疲労の症状がある日が増えた」「体調が優れない日が増えた」「頭痛、腰痛など身体的な疲労の症状がある日が増えた」「ひどく疲れている日が増えた」の5つの項目ごとに「当てはまらない」「おおむね当てはまらない」「やや当てはまる」「非常に当てはまる」の選択肢により回答を得て、「当てはまらない」を1点、「おおむね当てはまらない」を2点、「やや当てはまる」を3点、「非常に当てはまる」を4点として点数を合計したもの。点数が高いほど健康状態が悪化している傾向があると捉えられる。